

第二期いずみおおつ子ども未来プラン

(案)

令和2年3月

泉大津市

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の対象	3
5. 市民の意見の反映と情報公開	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	4
1. 近年の人口の推移と割合	4
2. 人口構造	5
3. 出生の状況	6
4. 自然動態と社会動態	7
5. 子どものいる世帯の状況	8
6. 婚姻の状況	10
7. 女性の就業状況	11
8. 人口の推計	12
9. 子どもの人口推計	13
第3章 教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況	15
1. 幼児教育・保育事業の状況	15
2. 子育て支援事業の状況	17
3. 放課後児童健全育成事業の状況	18
4. 小中学校の状況	19
5. 相談事業の状況	20
6. 経済的支援の状況	21
第4章 ニーズ調査結果と計画策定に向けた課題	22
1. 調査概要	22
2. 結果概要	23
3. 計画策定に向けた課題	39
第5章 基本理念と施策体系	42
1. 第二期計画の基本理念	42
2. 計画の視点	43
3. 施策体系	45
第6章 施策の展開	46
視点1 すこやかな子どもの育ちと自立を育む	46

視点2	すべての子育て家庭を応援する	54
視点3	子育てに優しい地域社会を育む	61
第7章	事業量の見込みと確保方策	66
1.	教育・保育提供区域の設定	66
2.	教育・保育事業の量の見込みと確保方策	67
3.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	70
第8章	計画の推進体制	79
1.	子ども・子育て会議の開催	79
2.	庁内体制の整備	79
3.	地域における取り組みや活動の連携	79
4.	P D C Aサイクルによる検証	79
資 料		80
1.	泉大津市子ども・子育て会議条例	80
2.	泉大津市子ども・子育て会議 委員名簿	82
3.	諮問書	83
4.	答申書	84
5.	計画策定の経緯	85

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

泉大津市では現在、「いずみおおつ子ども未来プラン」（以下、「第一期計画」）を策定し、教育・保育事業の量を定めるとともに、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て世帯への様々な施策を展開しています。

しかし、近年の少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育てをめぐる環境は厳しさを増す一方であり、子育て世帯への支援を一層強化することが求められる現状となっています。今後は、幼児教育・保育の無償化や働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、親がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者目線での子育て支援が重要となります。また、国際化の進展に伴い、帰国子女や外国人の幼児などの外国につながる幼児・保護者への対応や、児童虐待の防止、家庭の経済的な困窮などによる、いわゆる「子どもの貧困」対策も必要とされています。

このような状況を踏まえ、教育・保育事業の量と質及び子育て支援事業の更なる充実と、子どもたちが健やかにたくましく成長できる様々な面での環境整備のため、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」を基本とする第一期計画の考え方を引き継いだ「第二期いずみおおつ子ども未来プラン」（以下、「第二期計画」）を策定します。

2. 計画の期間

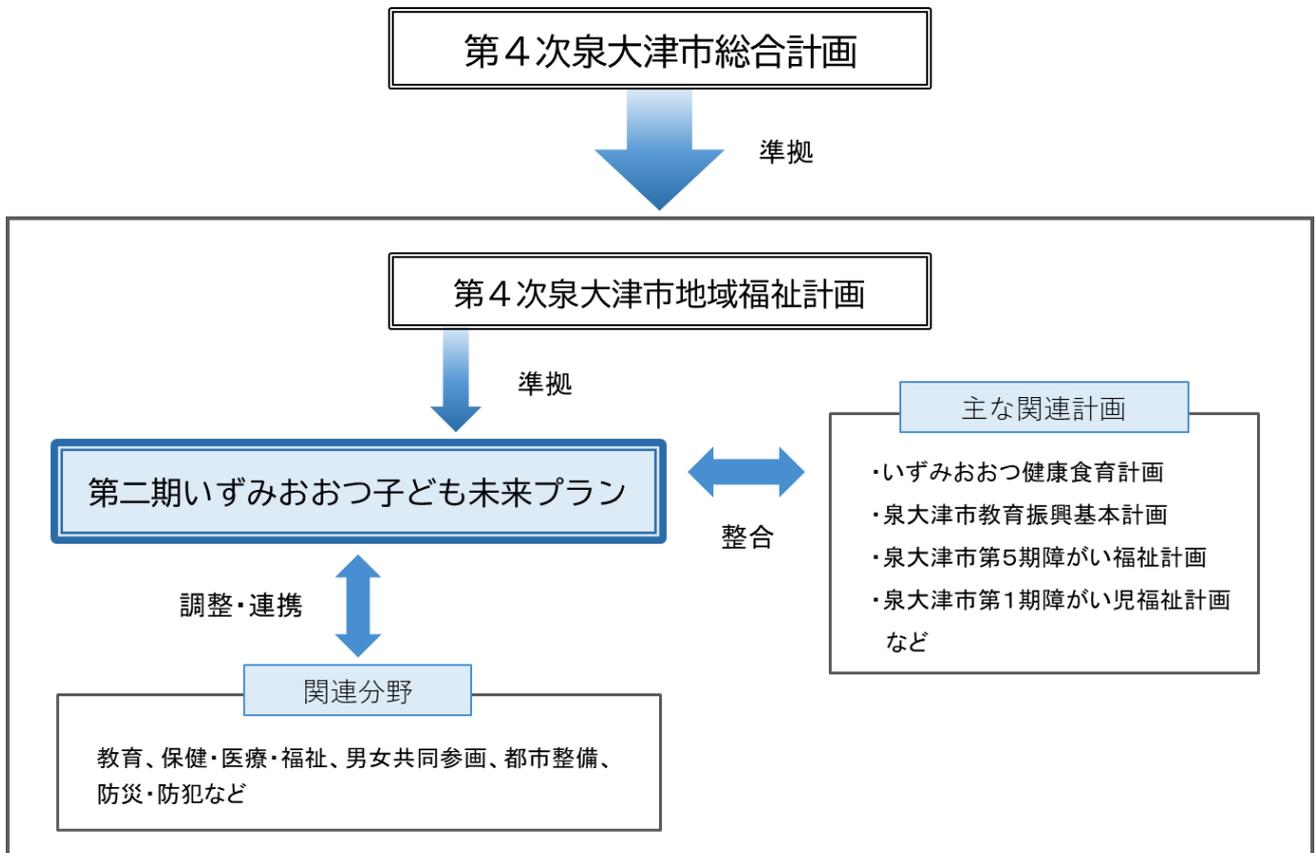
第二期計画は、令和2（2020）年度を初年度とする令和6（2024）年度までの5か年とします。なお、今後の国及び市を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議などでの審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
いずみおおつ子ども未来プラン					第二期いずみおおつ子ども未来プラン				

3. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、すべての子どもと子育て世帯を対象として、泉大津市が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定するとともに、「自立促進計画」、「母子保健計画」、「子どもの貧困対策計画」を包含するものとします。



4. 計画の対象

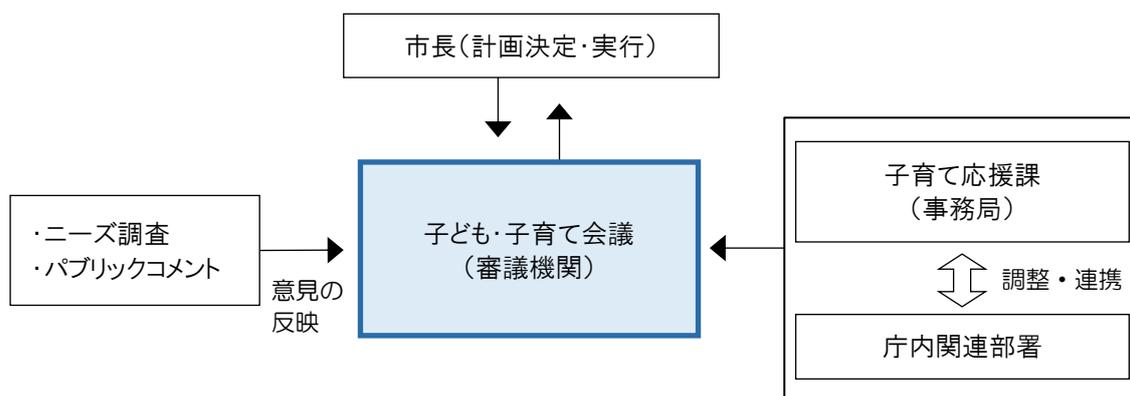
本計画における「子ども」とは、乳幼児から18歳未満または高等学校卒業までの児童生徒とし、市内のすべての子どもと子育て世帯を対象とします。

5. 市民の意見の反映と情報公開

本計画は市民の意見の反映と策定過程の情報公開のため、次の点を踏まえて策定しました。

(1) 「子ども・子育て会議」の開催

子ども・子育て会議とは、関係機関や各種団体の代表などで構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセスなどに直接かかわることができる仕組みです。このたびの計画策定にあたり、子ども・子育て会議において、第二期計画策定に関する協議・検討を行いました。



(2) 「ニーズ調査」の実施

第二期計画の策定に必要な基礎資料を得るため、市内に住んでいる就学前児童及び小学生児童の保護者を対象として「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。調査結果は、第二期計画の策定及び今後の子育て支援施策などを立案するための基礎資料として利用しました。

(3) 「パブリックコメント」の実施

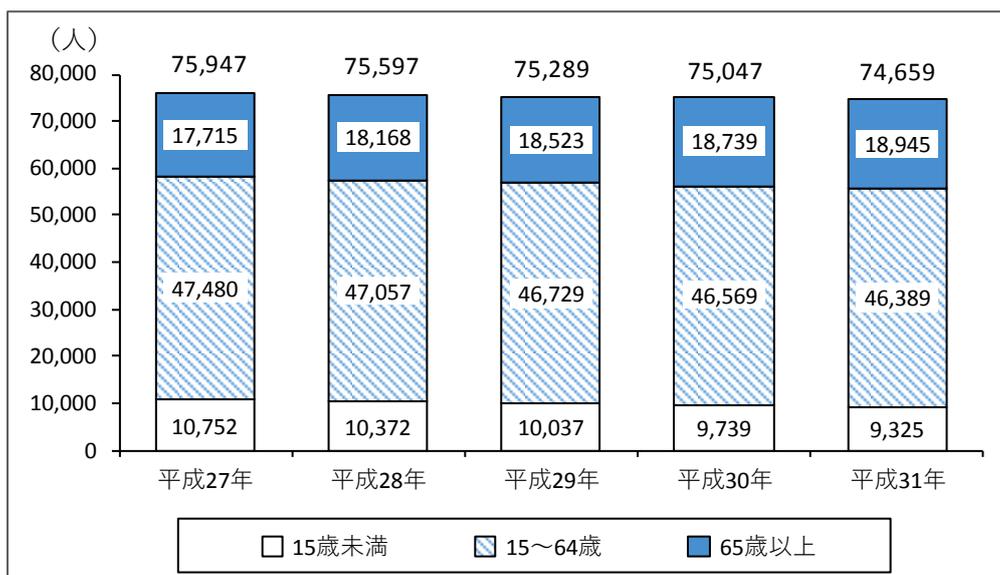
計画案をホームページなどで公表するパブリックコメント（市民からの意見の公募）を実施し、広く情報公開するとともに、お寄せいただいた市民の意見や要望を計画へ反映するように努めました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1. 近年の人口の推移と割合

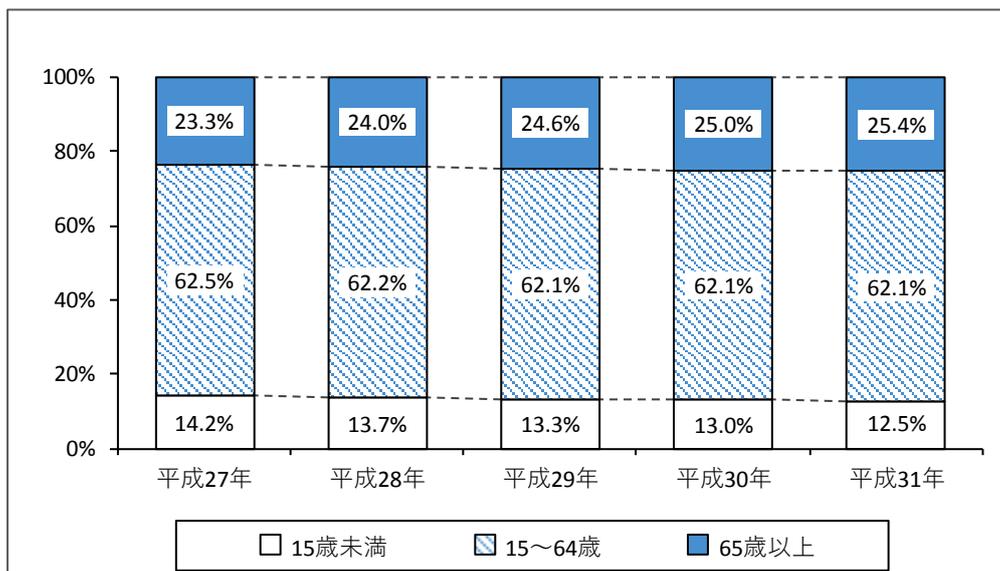
年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少と老年人口（65歳以上）の増加により、少子高齢化が年々進んでいます。

◆人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

◆人口の割合◆

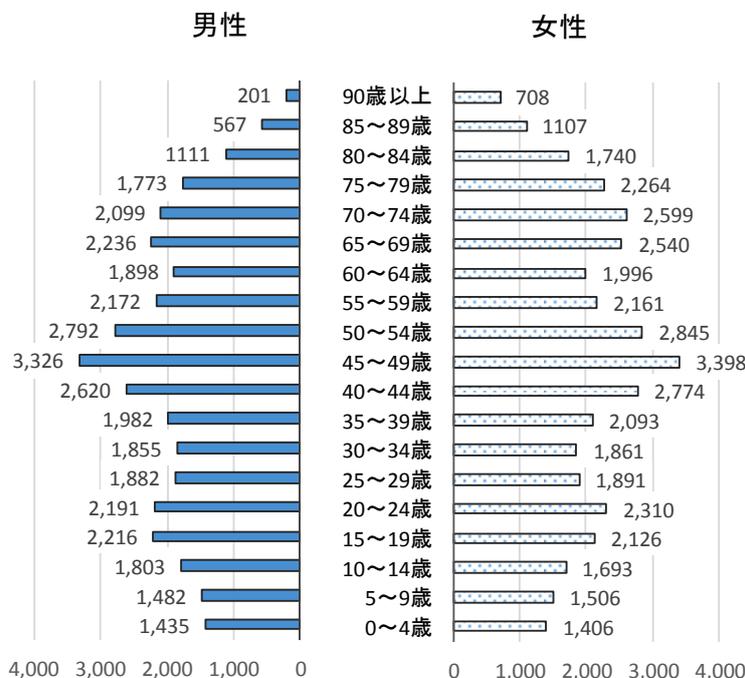


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

2. 人口構造

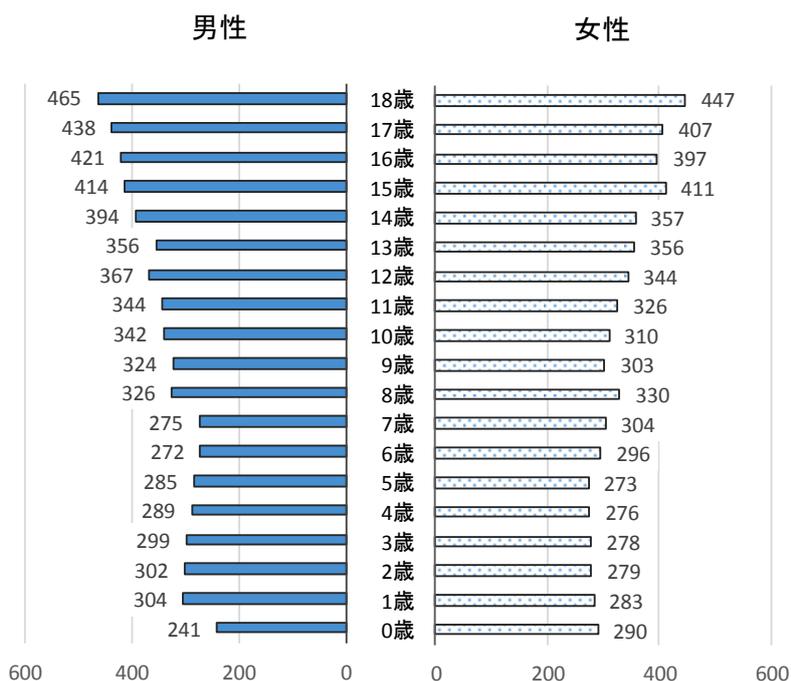
全体では、団塊ジュニアである45～54歳の人口が多く、0～9歳の子どもと25～34歳の人口が少なくなっています。また、18歳以下の1歳階級で見ると、就学児（小学1年生以上）では年齢が低いほど減少傾向にあります。就学前児童は年齢が低いほど微増傾向となっています。

◆人口ピラミッド（5歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

◆人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）◆

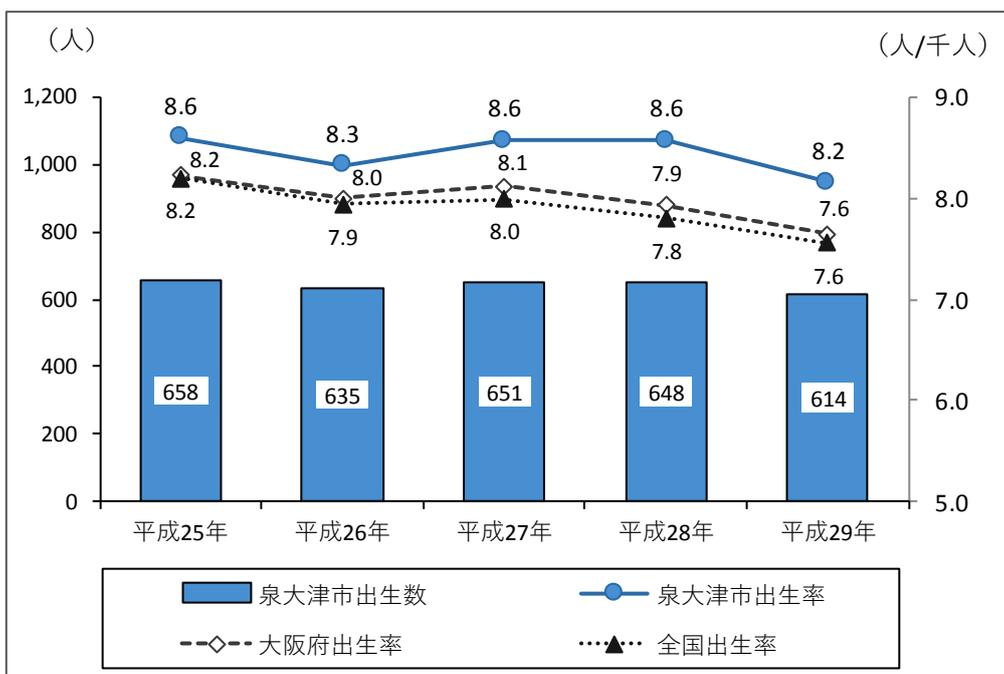


資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

3. 出生の状況

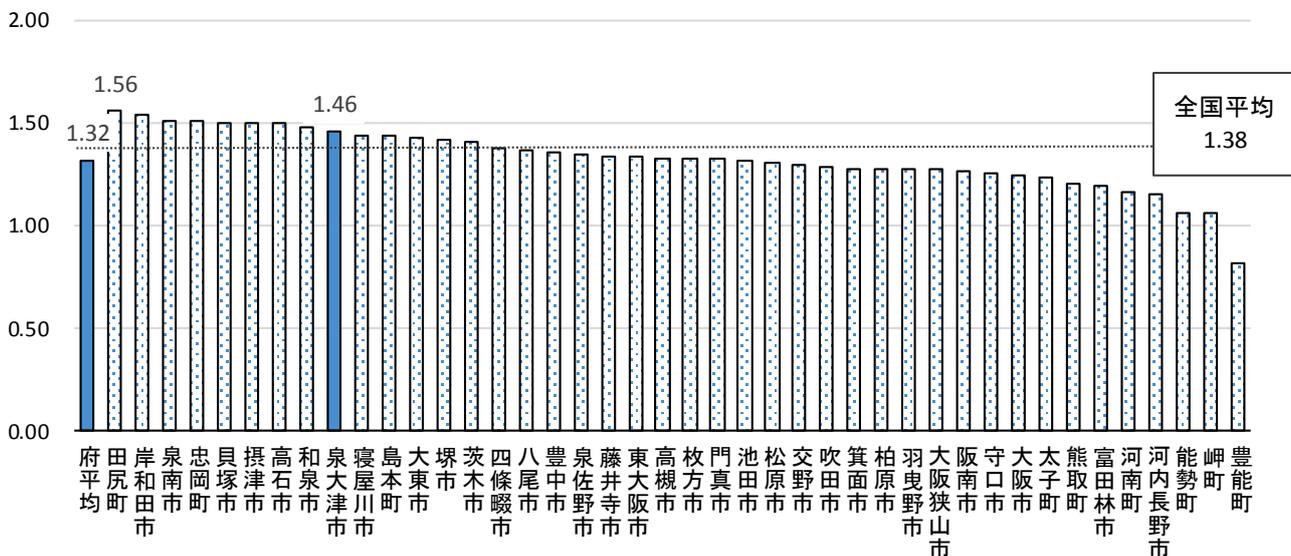
出生数・出生率ともに、近年は微減傾向にあります。出生率は全国及び大阪府と比べて高い値で推移しています。また、合計特殊出生率も、泉大津市は全国及び大阪府と比べて高くなっています。

◆出生数と出生率◆



資料：住民基本台帳

◆合計特殊出生率（府内市町比較）◆



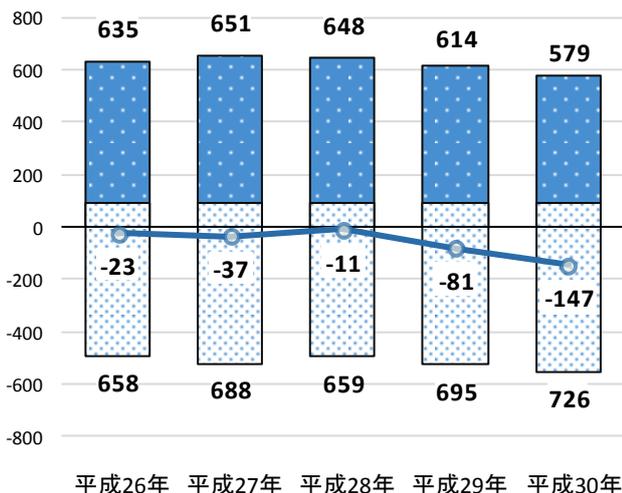
資料：人口動態統計特殊報告（H20～H24の値）

4. 自然動態と社会動態

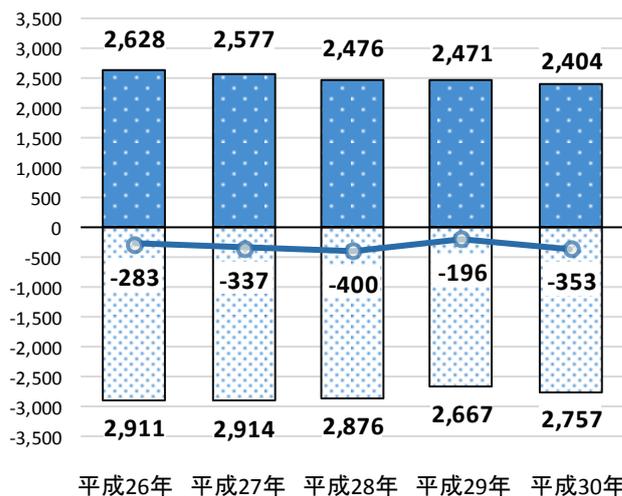
自然動態（出生数と死亡数の差）及び社会動態（転入数と転出数の差）の両方とも減少で推移しています。また、5歳階級別の転入と転出をみると、0～9歳と25～39歳の転出が特に多くなっていることから、子育て世帯の転出超過になっていることがうかがえます。

◆自然動態と社会動態◆

(人)



(人)

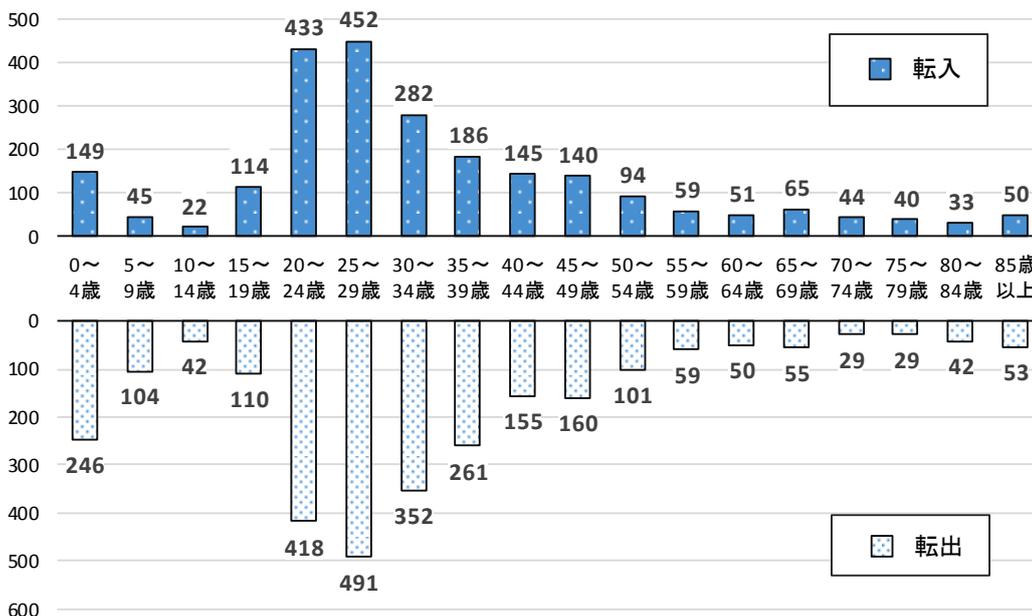


出生数 死亡数 自然増減数

転入数 転出数 社会増減数

資料：住民基本台帳

◆転入と転出の比較（5歳階級別）◆

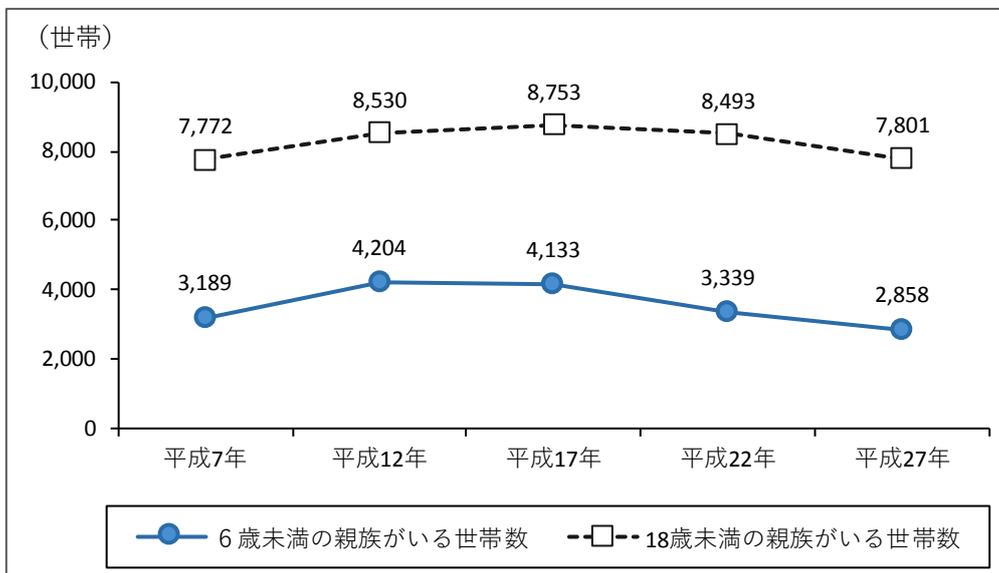


資料：住民基本台帳人口移動報告（平成29年）

5. 子どものいる世帯の状況

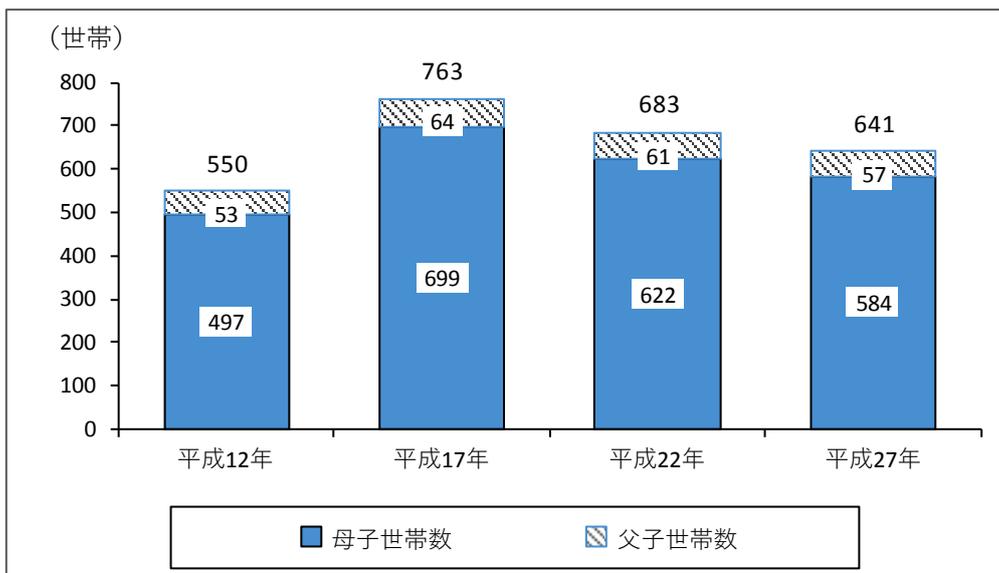
子どものいる世帯数・ひとり親世帯数ともに、平成17年以降、減少傾向にあります。

◆子どものいる世帯数◆



資料：国勢調査

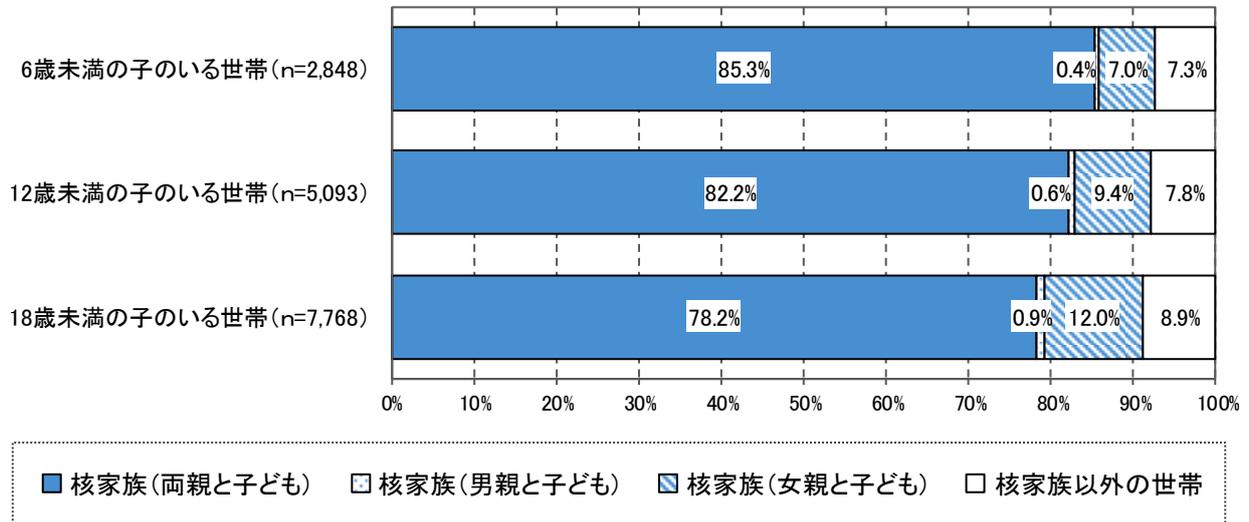
◆ひとり親世帯数◆



資料：国勢調査

また、子どものいる世帯の家族形態をみると、90%以上が核家族となっており、6歳未満の子のいる世帯では7.4%、18歳未満の子のいる世帯では12.9%でひとり親世帯となっています。

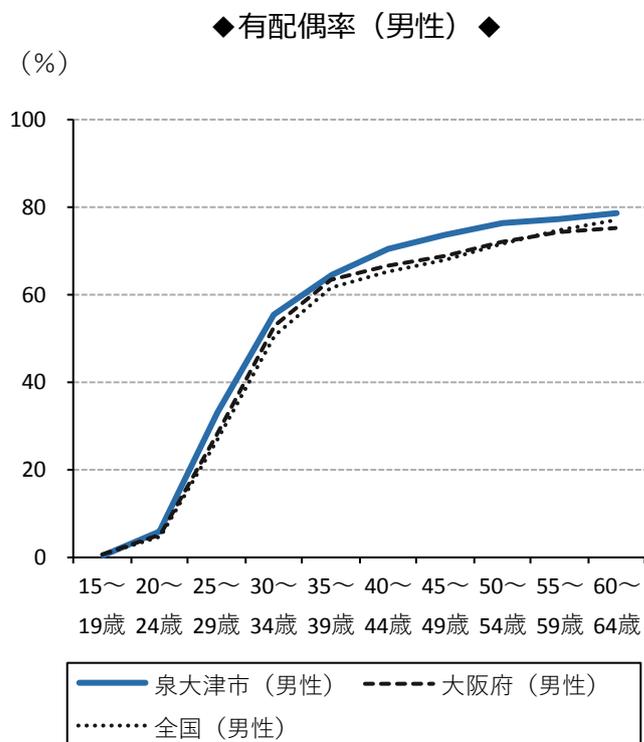
◆子どものいる世帯の家族形態◆



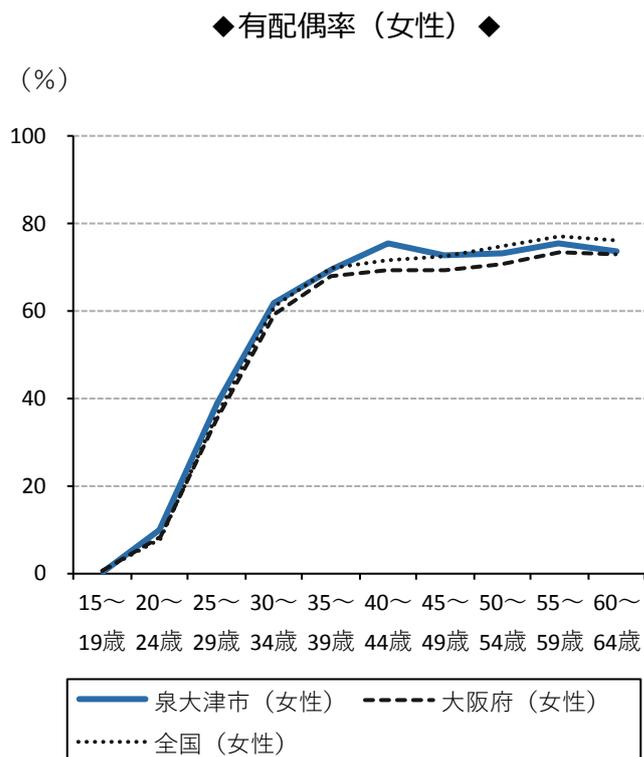
資料：国勢調査（平成27年）

6. 婚姻の状況

婚姻の状況を示す有配偶率について、全国及び大阪府と比べて、男性・女性ともにやや高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

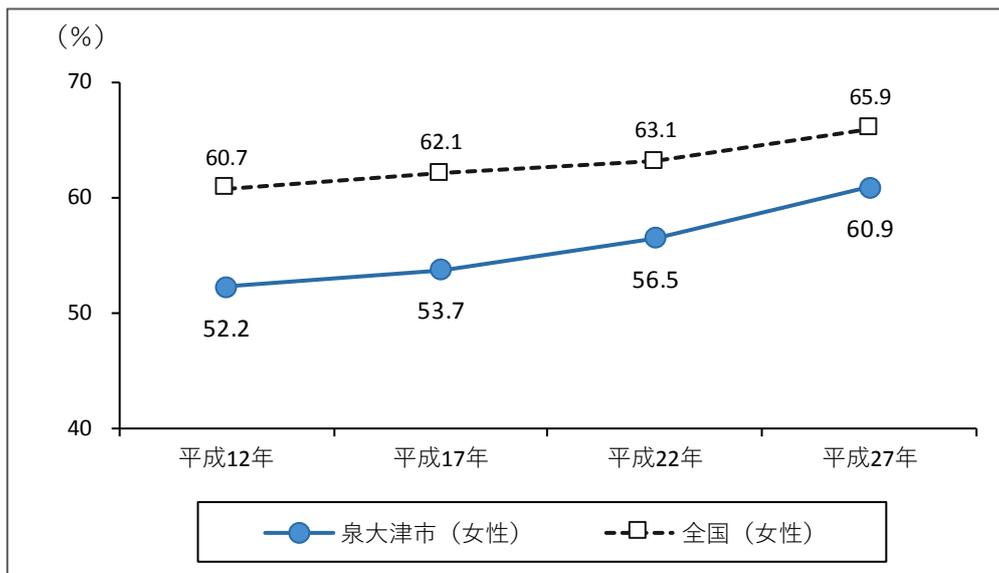


資料：国勢調査（平成27年）

7. 女性の就業状況

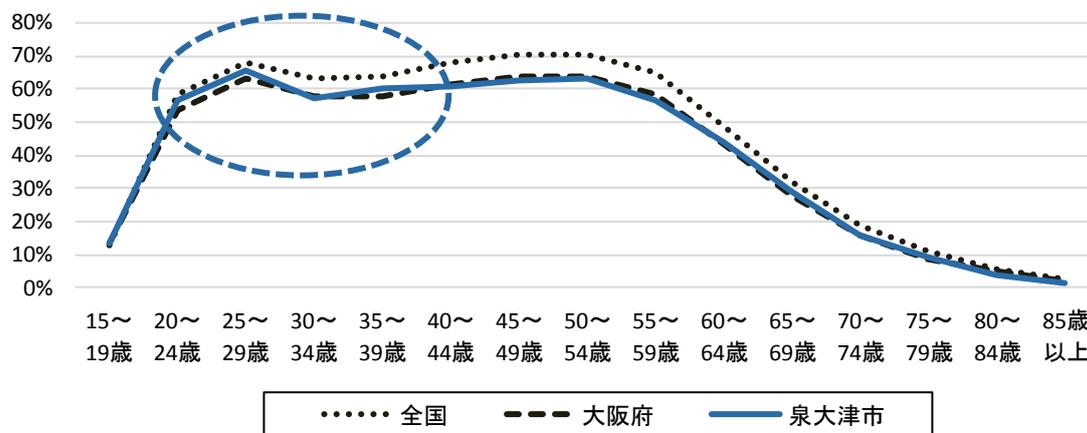
女性の子育て世代（25～44歳）の就業率をみると、全国平均を下回っているものの上昇傾向にあります。また、年齢別に女性の就業率は大阪府とほぼ同率となっていますが、25～39歳では出産や育児に伴う離職などにより就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」が見えることから、仕事をしながら子育てしやすい環境づくりに一層取り組んでいく必要があります。

◆就業率（女性：25～44歳）◆



資料：国勢調査

◆女性の就業率（5歳階級別）◆

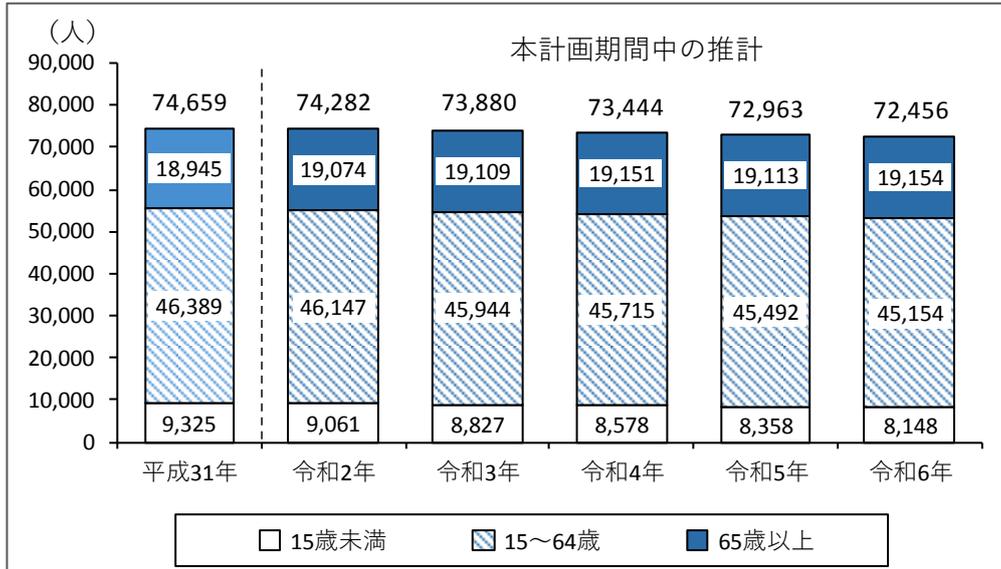


資料：国勢調査（平成27年）

8. 人口の推計

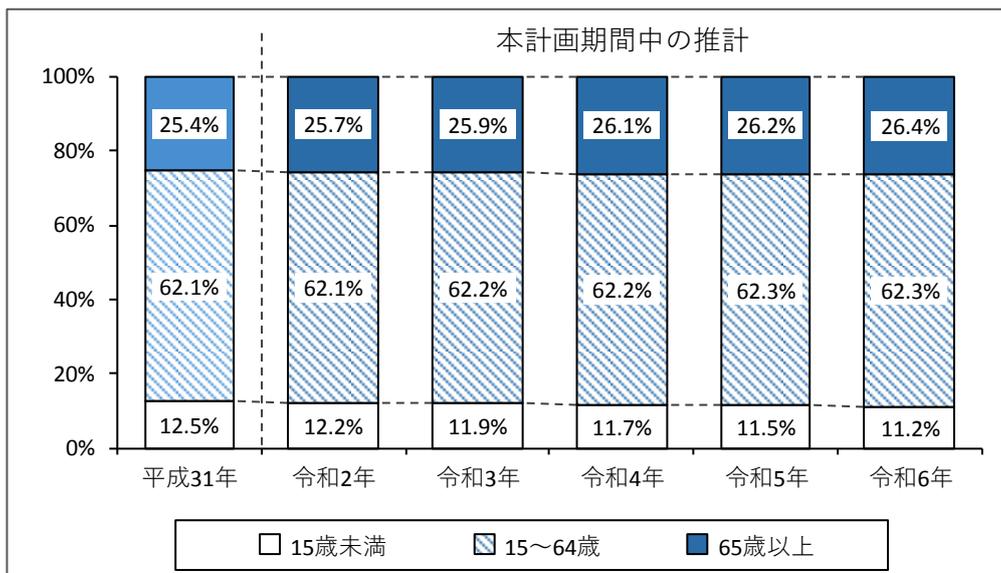
第二期計画期間中の人口推計をみると、全体の人口減少が進行するとともに、三区分別人口の割合から少子高齢化も進行することが予想されます。

◆人口の推移（推計）◆



資料：住民基本台帳（平成 27～31 年の各年 4 月 1 日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

◆人口の割合（推計）◆



資料：住民基本台帳（平成 27～31 年の各年 4 月 1 日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

9. 子どもの人口推計

第二期計画期間中の子どもの人口推計をみると、出生数の減少に伴い子どもの人口も年々減少していくことが予想されます。

◆子どもの人口推計◆

	実績	本計画期間中の推計				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	531	568	556	544	528	515
1歳	587	526	561	549	537	522
2歳	581	568	509	543	531	519
3歳	577	563	551	494	527	515
4歳	565	562	549	537	483	514
5歳	558	560	557	544	532	479
就学前児童計	3,399	3,347	3,283	3,211	3,138	3,064
6歳	568	545	547	544	532	520
7歳	579	565	542	544	541	530
8歳	656	576	562	539	541	538
9歳	627	656	576	562	539	541
10歳	652	627	656	575	561	538
11歳	670	651	626	655	574	560
小学生児童計	3,752	3,620	3,509	3,419	3,288	3,227
12歳	711	669	650	625	654	573
13歳	712	714	672	652	627	657
14歳	751	711	713	671	651	627
中学生計	2,174	2,094	2,035	1,948	1,932	1,857
15歳	825	747	707	709	668	648
16歳	818	824	746	706	708	667
17歳	845	816	822	744	705	707
高校生計	2,488	2,387	2,275	2,159	2,081	2,022
合計	11,813	11,448	11,102	10,737	10,439	10,170

資料：住民基本台帳（平成27～31年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

◆泉大津市をめぐる現状◆

人口の推移や構造による視点

泉大津市では近年、高齢者数は増加している一方で、65歳未満の人口減少が進んでいます。また、人口構造は20歳代後半から30歳代のいわゆる子育て世代の人口が少ないものの、出生率は全国や大阪府と比べて高く推移していますが、出生数は減少傾向にあります。

自然動態・社会動態による視点

近年、出生数の低下と高齢化による死亡数の増加から自然動態（出生数と死亡数の差）は減少で推移しており、社会動態（転入数と転出数の差）も減少で推移しています。また、0～9歳と25～39歳で特に転出が多いことから、子育て家庭の転出超過を抑制するために子育て支援の充実や子育て環境の整備が求められています。

家族構成による視点

子どものいる世帯数・ひとり親世帯ともに減少していますが、子どものいる世帯のうち核家族の割合はおよそ9割となっており、子育て家庭の核家族化やひとり親世帯を意識した支援を行っていく必要があります。

婚姻や女性の勤務状況からの視点

婚姻の状態を示す有配偶率について子育て世代（25～44歳）で見ると、全国及び大阪府と比べて、男性・女性ともにやや高くなっています。また、子育て世代の女性の就業率は、全国平均を下回っているものの上昇傾向にあり、子育て家庭における共働き世帯の増加が今後も見込まれることから、少子化傾向にあっても保育ニーズの高まりを受け止められる体制づくりが必要です。

人口推計からの視点

全体として人口減少・少子高齢化の流れは変わることなく、18歳未満の人口についても平成31年と本計画期間終了の令和6年を比較すると、およそ14%の減少が見込まれています。

人口推計の見通しは厳しいものがあり、泉大津市の子どもの人口減少の原因は、主に出生数の低下と子育て家庭の転出超過であることから、子どもを生き育てやすい環境づくりに一層取り組んでいくことが求められています。

第3章 教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況

1. 幼児教育・保育事業の状況

- 泉大津市内には、幼稚園は4か所（公立4）、保育所は4か所（公立4）、認定こども園は10か所（公立3、私立7）あります。保育所・幼稚園・認定こども園などの教育・保育事業においてはこれからも子育て家庭のニーズに合わせた適切な量と質の確保に努めます。

■ 保育所の利用者数

（単位：人）

		平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和元年 定員	令和元年 充足率
市立及び 認可保育所 (4/1 現在)	0歳	21	21	12	13	8	29	27.6%
	1歳	48	60	65	37	35	40	87.5%
	2歳	63	64	67	61	48	62	77.4%
	3歳	61	53	58	41	46	51	90.1%
	4歳	58	54	58	44	34	54	63.0%
	5歳	61	59	53	46	38	54	70.4%
	計	312	311	313	242	209	290	72.1%

■ 幼稚園の利用者数

（単位：人）

		平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和元年 定員	令和元年 充足率
幼稚園 (5/1 現在)	3歳	151	151	96	74	77	192	40.1%
	4歳	193	193	143	106	80	421	19.0%
	5歳	207	207	165	120	103	422	24.4%
	計	551	551	404	300	260	1,035	25.1%
市外の幼稚園 (5/1 現在)	3歳	60	55	33	35	43		
	4歳	60	53	56	33	33		
	5歳	62	53	52	54	33		
	計	182	161	141	122	109		

■ 認定こども園の利用者数

(単位：人)

		平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和元年 定員	令和元年 充足率
認定こども園 (4/1 現在)	0歳	68	60	82	82	85	117	72.6%
	1歳	180	190	179	209	192	197	97.5%
	2歳	193	196	202	227	229	226	101.3%
	3歳	304	301	314	366	367	403	91.1%
	4歳	338	306	308	349	378	432	87.5%
	5歳	295	340	303	343	356	436	81.7%
	計	1,378	1,393	1,388	1,576	1,607	1,811	88.7%
市外の 認定こども園 (4/1 現在)	0歳				1	1		
	1歳				6	2		
	2歳				6	9		
	3歳				30	20		
	4歳				22	33		
	5歳				19	23		
	計				84	88		

2. 子育て支援事業の状況

- 子育て支援事業については、一時預かりや地域子育て支援センターにおける各種事業について利用者の増加が見られます。今後とも、子育てによる親の負担軽減や親子の交流、子育て家庭同士の情報交換の場づくりなどに積極的に取り組みます。

■子育て支援事業の利用状況

(単位：人、か所)

事業名	項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①一時預かり事業	延べ利用者数	1,056	1,460	1,339	1,510	1,910
②病後時保育	延べ利用者数	20	25	46	43	36
③マイ保育所(園)制度	登録者数	11	18	16	12	11
④地域子育て支援センター事業 (たんぼっぼ)	延べ利用者数	5,223	8,114	9,046	7,258	8,357
⑤おやこ広場(つどいの広場)事業	延べ利用者数	36,018	34,495	29,254	32,468	32,864
⑥ファミリー・サポート・センター事業 (就学児を含む)	依頼会員数	392	388	401	381	388
	提供会員数	96	95	96	90	91
	両方会員数	87	91	92	78	81
⑦幼児・親子教室	延べ利用者数	1,421	1,448	1,701	1,214	1,361
⑧相談支援ファイル	延べ利用者数	9	9	64	22	17
⑨ショートステイ	延べ利用者数	3	12	9	0	4
⑩トワイライトステイ	延べ利用者数	0	0	0	0	0
⑪助産施設	延べ利用者数	17	10	18	9	9
⑫児童家庭相談	延べ利用者数	256	248	299	271	267
⑬赤ちゃんの駅	か所数	35	41	42	42	39

3. 放課後児童健全育成事業の状況

- 共働き世帯やひとり親家庭のいわゆる「小1の壁」の打破と、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、仲よし学級の量と質の確保・内容の充実に努めています。

■ 留守家庭児童会（仲よし学級）の利用状況（令和元年5月1日現在）

（単位：人）

小学校名	児童数・登録（利用）者数・登録（利用）率	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
戎小学校	児童数	50	74	72	72	81	86
	登録者数又は利用者数	24	22	14	10	0	0
	登録率又は利用率	48%	30%	19%	14%	0%	0%
旭小学校	児童数	73	83	83	89	69	107
	登録者数又は利用者数	32	48	33	21	13	7
	登録率又は利用率	44%	58%	40%	24%	19%	7%
穴師小学校	児童数	73	91	81	95	88	72
	登録者数又は利用者数	31	30	21	9	5	0
	登録率又は利用率	42%	33%	26%	9%	6%	0%
上條小学校	児童数	75	70	93	94	81	98
	登録者数又は利用者数	25	23	22	12	4	2
	登録率又は利用率	33%	33%	24%	13%	5%	2%
浜小学校	児童数	59	52	51	47	64	72
	登録者数又は利用者数	26	25	18	10	9	4
	登録率又は利用率	44%	48%	35%	21%	14%	6%
条東小学校	児童数	76	67	76	74	81	67
	登録者数又は利用者数	35	27	20	15	7	4
	登録率又は利用率	46%	40%	26%	20%	9%	6%
条南小学校	児童数	89	88	104	104	93	92
	登録者数又は利用者数	45	28	31	17	5	2
	登録率又は利用率	51%	32%	30%	16%	5%	2%
楠小学校	児童数	78	76	105	81	102	91
	登録者数又は利用者数	38	31	34	17	11	0
	登録率又は利用率	49%	41%	32%	21%	11%	0%
合計	児童数	573	601	665	656	659	685
	登録者数又は利用者数	256	234	193	111	54	19
	登録率又は利用率	45%	39%	29%	17%	8%	3%

4. 小中学校の状況

■ 小学校の状況（各年5月1日現在）

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1年	636	622	625	556	537
2年	651	627	621	615	542
3年	698	646	614	609	595
4年	676	689	637	615	609
5年	726	670	684	629	610
6年	809	726	666	676	628
特別支援学級 児童数	233	247	277	305	318
計	4,429	4,227	4,124	4,005	3,839

■ 中学校の状況（各年5月1日現在）

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1年	739	762	667	608	630
2年	777	741	763	664	606
3年	830	771	745	762	663
特別支援学級 生徒数	75	77	95	110	119
計	2,421	2,351	2,270	2,144	2,018

■ いじめ・不登校の状況

		実績値			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
いじめ認知件数（件）	小学生	243	490	692	623
	中学生	142	95	117	125
	合計	385	585	809	748
不登校児童生徒数（人）	小学生	27	25	25	23
	中学生	103	94	90	90
	合計	130	119	115	113

※不登校児童生徒とは、30日以上欠席したもの（病気欠席を除く）です。

5. 相談事業の状況

■ 家庭児童相談の状況

(単位：件)

	実績値			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数（延件数）	248	299	271	267
養育相談（虐待・その他）	231	262	260	211
保健相談	0	0	0	0
障がい相談	1	0	0	2
非行相談	1	0	0	0
育成相談	12	27	6	31
その他	3	10	5	23

■ 虐待の状況

(単位：件)

	実績値			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
通告件数（延件数）	18	18	31	38
身体的虐待	7	7	17	29
ネグレクト	6	6	12	9
心理的虐待	2	2	1	0
性的虐待	1	1	1	0
居所不明	2	2	0	0

6. 経済的支援の状況

■ 各種助成及び手当の状況（平成30年度）

名称	対象	平成30年度の状況	備考
子ども医療費助成事業	15歳に達した日以後最初の3月31日まで（中学3年生修了まで）	助成件数：131,110件 助成額：258,312,807円	平成28年4月に入院中3修了まで拡大。 平成30年4月に通院中3修了まで拡大。
ひとり親家庭医療費助成事業	死別・離別などの理由で父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している方及びその児童（児童は18歳に達した日以後最初の3月31日まで）。受給要件、所得制限あり	助成件数：22,290件 助成額：57,657,835円	
児童手当等支給事業（国）	中学校卒業まで（15歳に達した日以後最初の3月31日まで）の児童を養育している人	延児童数：111,034人 扶助費：1,215,015,000円	
児童扶養手当支給事業（国）	ひとり親家庭の母、父又は養育者で、児童（18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童）を監護している人	新規申請件数：115件 実支出額：390,455,000円	「対象」欄以外にも受給資格要件あり
幼稚園の就園奨励	私立幼稚園認定要件該当世帯	私立申請件数：16件 私立認定件数：6件 補助額：347,000円	令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、本事業は廃止となりました。
小中学校の就学援助	小中学校認定要件（A認定及びB認定）該当世帯	〈小学校〉 認定件数：649件 支給額：47,066,708円 〈中学校〉 認定件数：382件 支給額：15,791,611円	認定要件（A認定及びB認定）該当世帯。 A認定はいわゆる国基準、B認定は家賃・持家所得基準。 平成28年度から、B認定の持家所得基準を設定し、認定要件の拡充を行った。
小中学校の特別支援教育就学奨励	特別支援教育就学奨励認定要件該当世帯	〈小学校〉 認定件数：79件 支給額：2,422,714円 〈中学校〉 認定件数：13件 支給額：240,074円	泉大津市立小中学校の支援学級などに在籍する児童及び生徒、かつ、その属する世帯全員の前年分の収入額が厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額未満の世帯（生活保護基準額の2.5倍未満）

第4章 ニーズ調査結果と計画策定に向けた課題

第二期計画（令和2～6年度）を策定するに当たり、子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望などを把握するため、ニーズ調査を実施しました。

なお、ニーズ調査の実施に際し、国が示す必須の調査項目の他に泉大津市独自の調査項目を加えて、泉大津市の子育て家庭の意向をより把握できるように工夫しました。

●ニーズ調査を実施する趣旨

子ども・子育て支援法において、各市町村の人口構造などの地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの利用状況や利用希望などを踏まえて計画を作成する必要があると定められています。

そこで、計画の作成にあたり、現在の利用状況や今後の利用意向を把握するため、ニーズ調査を実施し、そこで得られたデータから教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが義務づけられています。

1. 調査概要

調査対象	就学前児童	小学生
抽出方法	令和元年6月1日時点の住民基本台帳から無作為抽出	
配布数	1,500	500
有効回収数	786	258
回収率	52.4%	51.6%
配布方法	郵送による配布・回収	
調査期間	令和元年6月6日～6月20日	

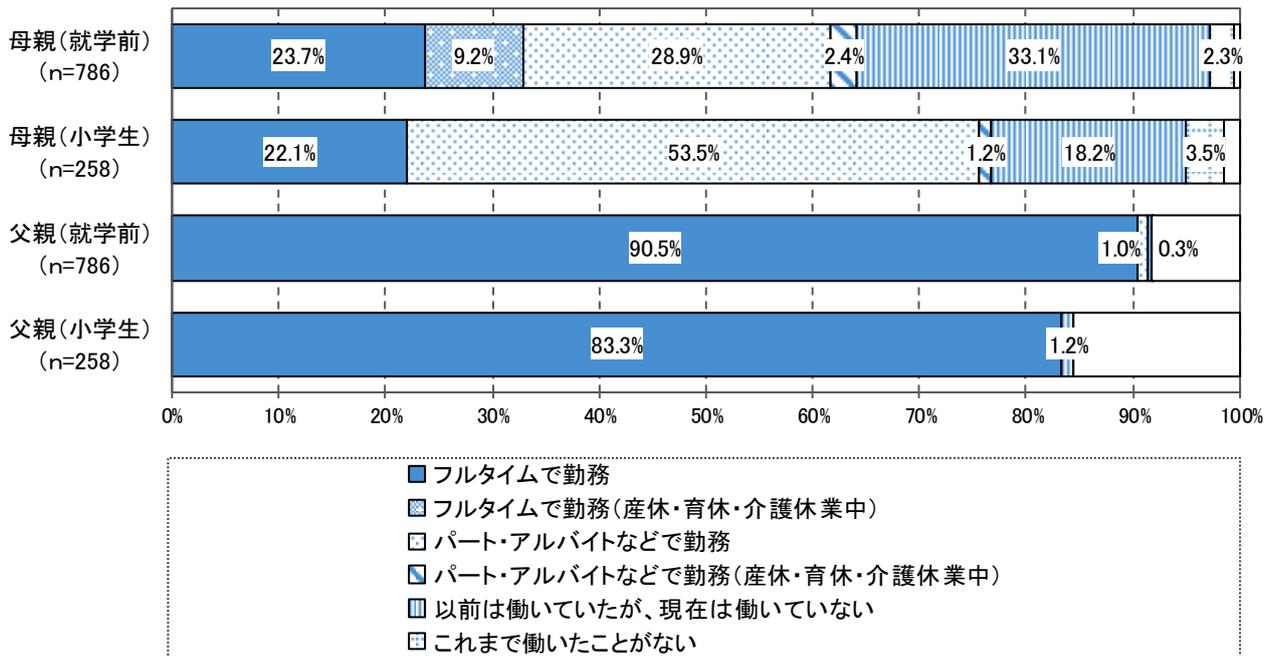
※次ページ以降のグラフについて、【MA】と記載のあるものは複数回答が可能な設問を表します。

2. 結果概要

(1) 母親・父親の現在の勤務状況（就学前児童・小学生）

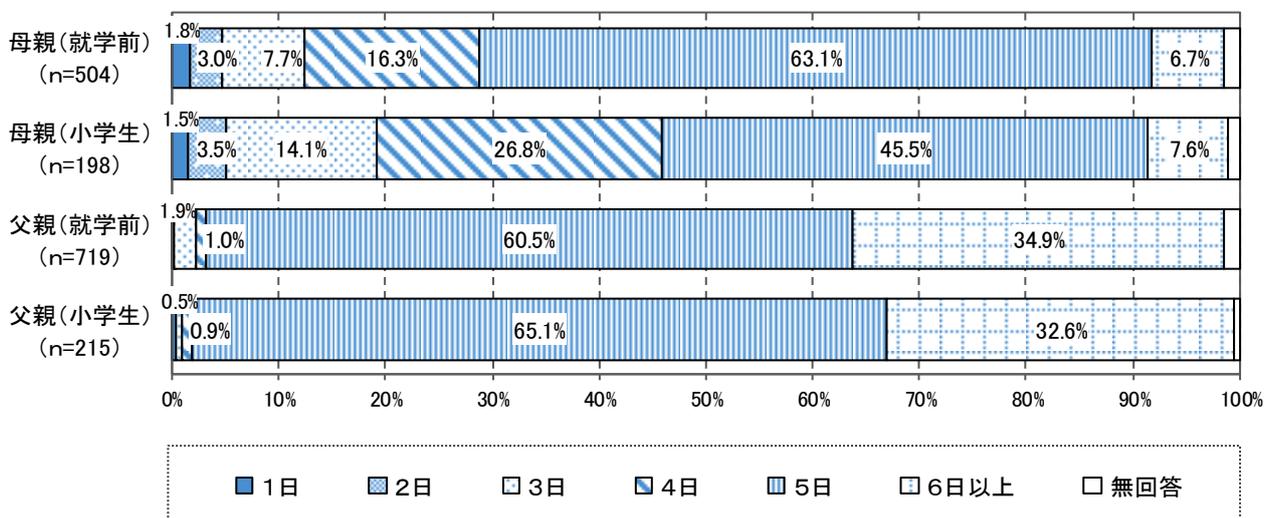
就学前児童がいる母親では“勤務している”（フルタイム及びパート・アルバイトの合計）が64.2%、小学生がいる母親では76.8%となっています。父親では就学前児童のいる世帯・小学生のいる世帯に関係なく、無回答を除くほとんどが「フルタイムで勤務」となっています。

《母親・父親の現在の勤務状況》



“勤務している”世帯の勤務日数をみると、就学前児童・小学生を問わず、母親・父親ともに「週5日」の割合が最も高くなっています。

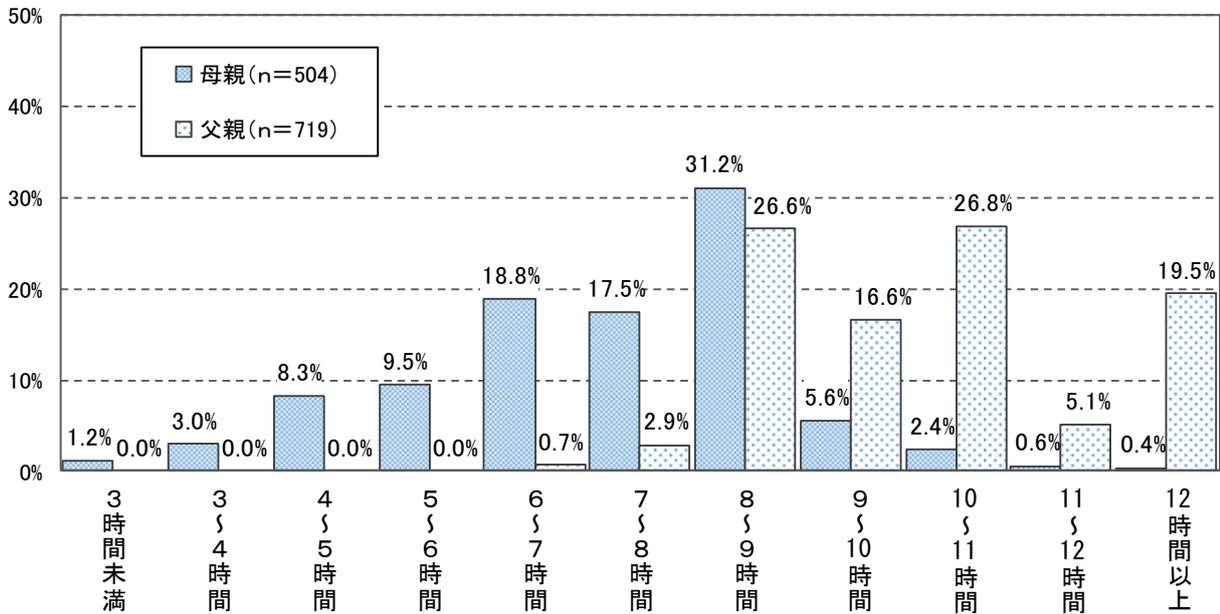
《“勤務している”母親・父親の勤務日数》



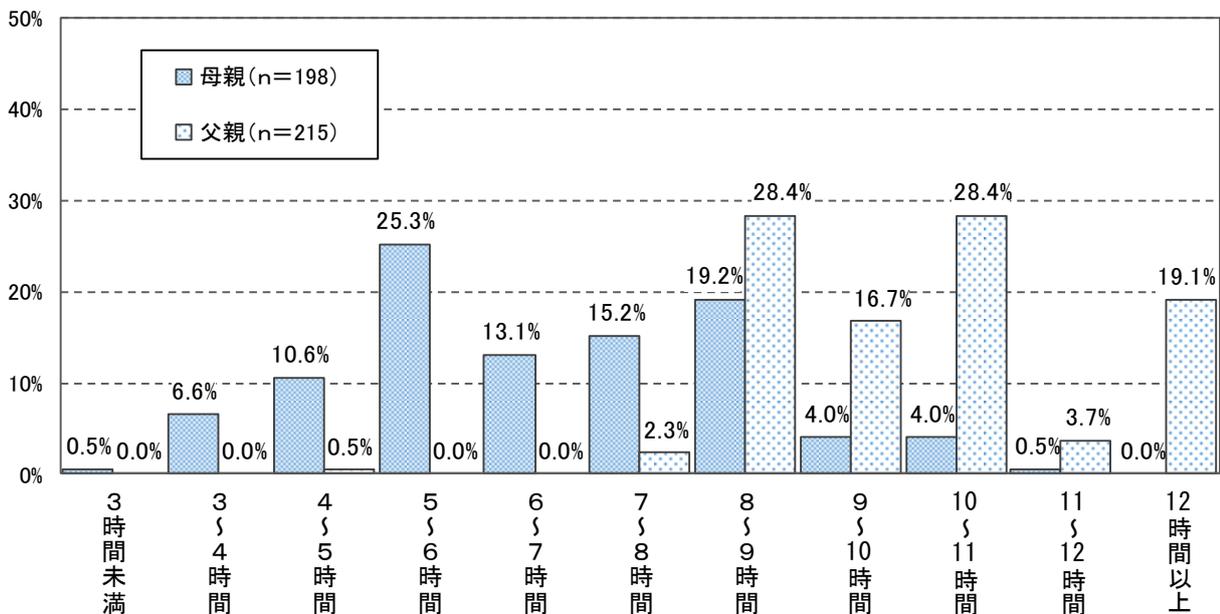
“勤務している”世帯の勤務時間をみると、就学前児童がいる母親では「8～9時間」の割合が最も高く、父親では「10～11時間」の割合が最も高くなっています。

また、小学生がいる母親では「5～6時間」の割合が最も高く、父親では「8～9時間」・「10～11時間」の割合が最も高くなっています。

《“勤務している”母親・父親の勤務時間（就学前児童）》



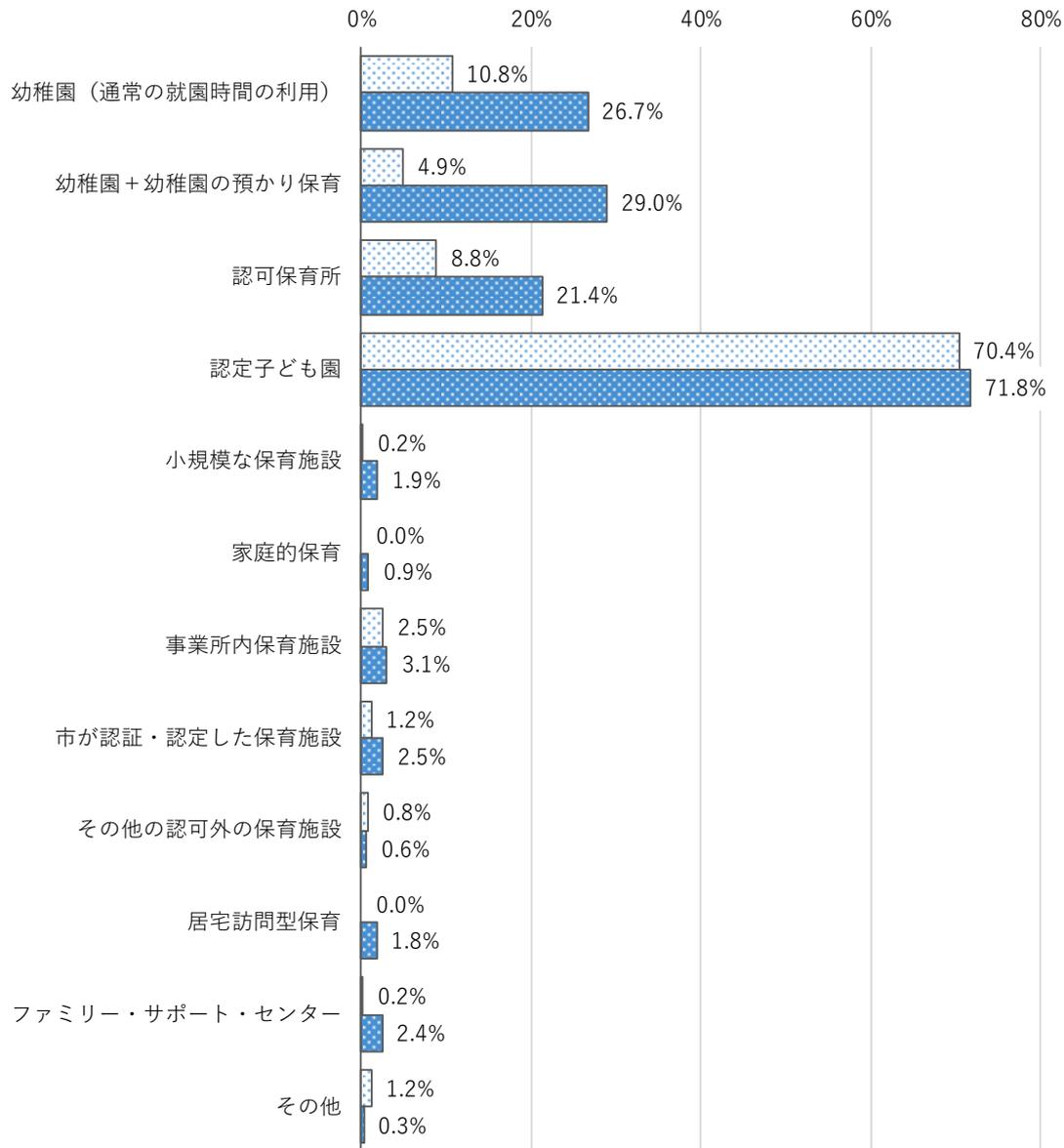
《“勤務している”母親・父親の勤務時間（小学生）》



(2) 平日の「定期的な教育・保育事業」※の現在の利用と今後の利用意向（就学前児童）

平日の「定期的な教育・保育事業」について現在の利用と今後の利用意向を比べると、特に、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」・「幼稚園（通常の就園時間の利用）」・「認可保育所」の利用希望の割合が高くなっています。

《平日の「定期的な教育・保育事業」の現在の利用と今後の利用意向【MA】》



■ 「現在利用」 (n = 510)

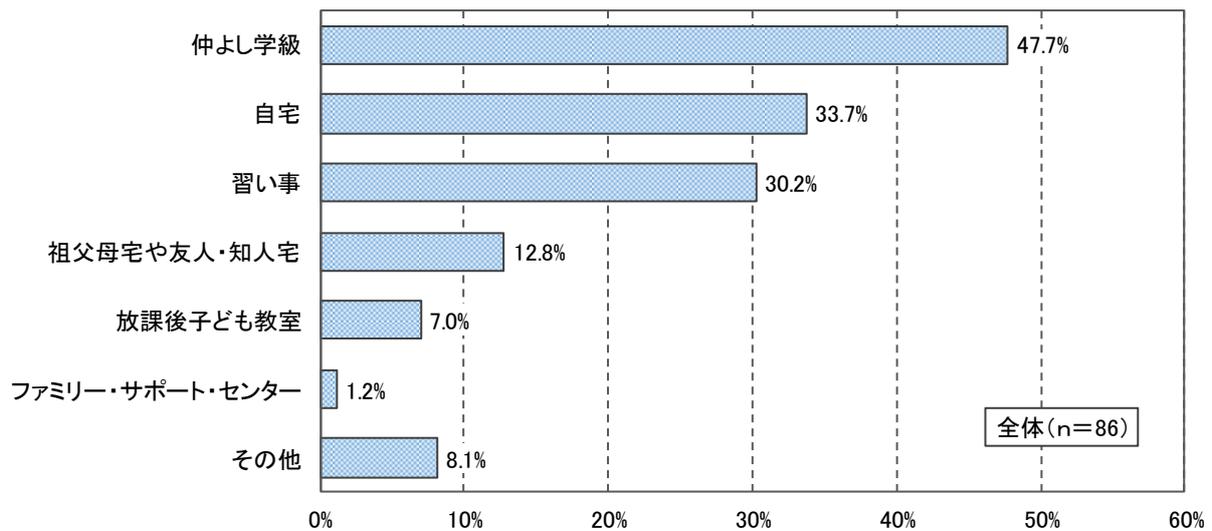
■ 「無償になったら利用」 (n = 786)

※「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している教育・保育事業を指します。具体的には、保育所、幼稚園、認定子ども園などの事業のことです。

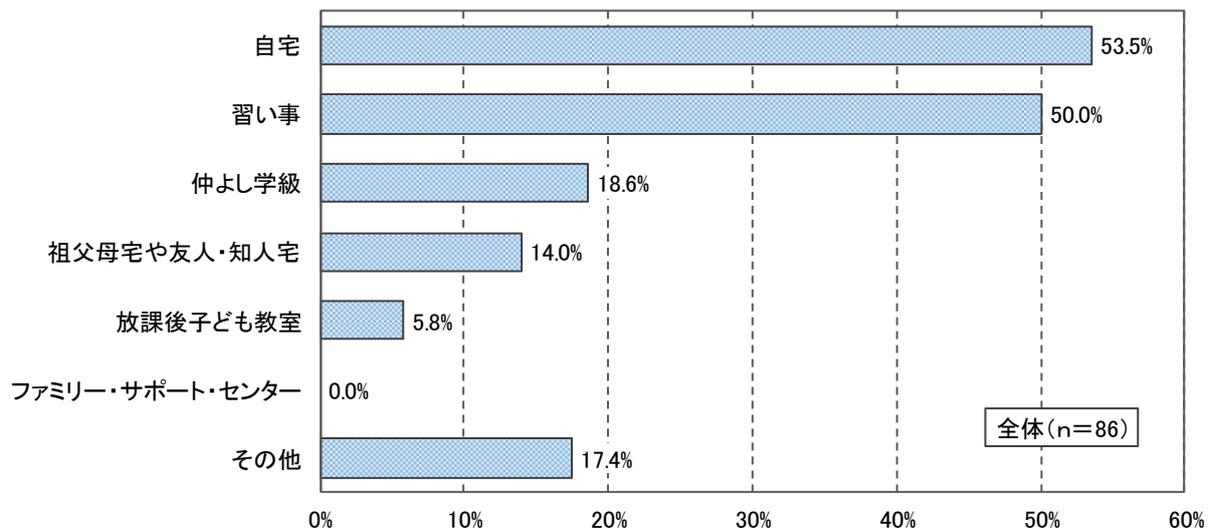
(3) 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望（就学前児童）

調査時点で5歳児を持つ保護者に対し、小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「仲よし学級」が47.7%と最も高く、次いで、「自宅」(33.7%)、「習い事」(30.2%)の順となっています。また、小学校高学年になったらどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」が53.5%と最も高く、次いで、「習い事」(50.0%)、「仲よし学級」(18.6%)の順となっています。

《小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいか【MA】》



《小学校高学年になったらどこで過ごさせたいか【MA】》

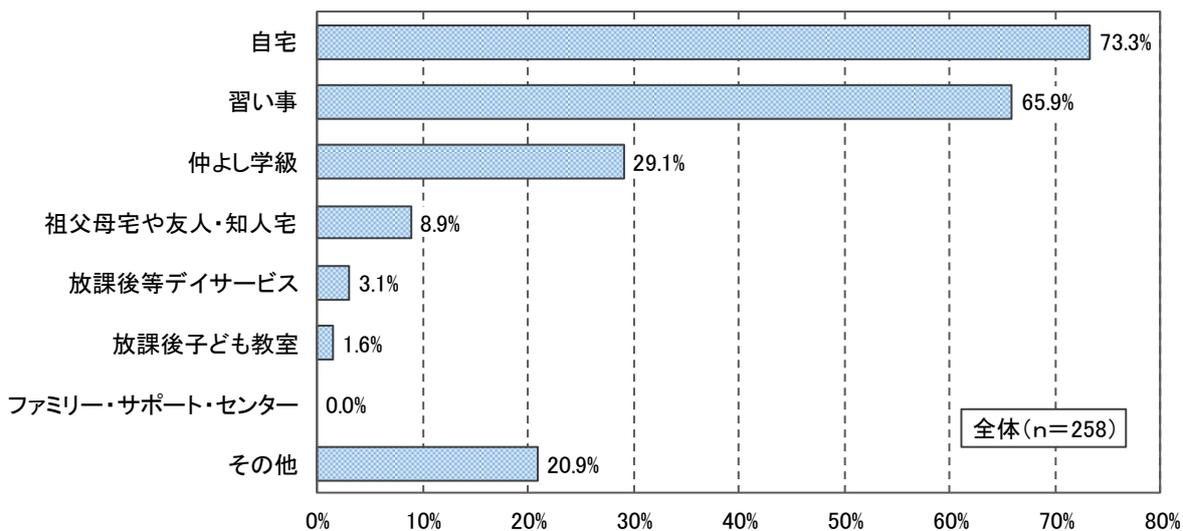


(4) 放課後の過ごし方の現状（小学生）

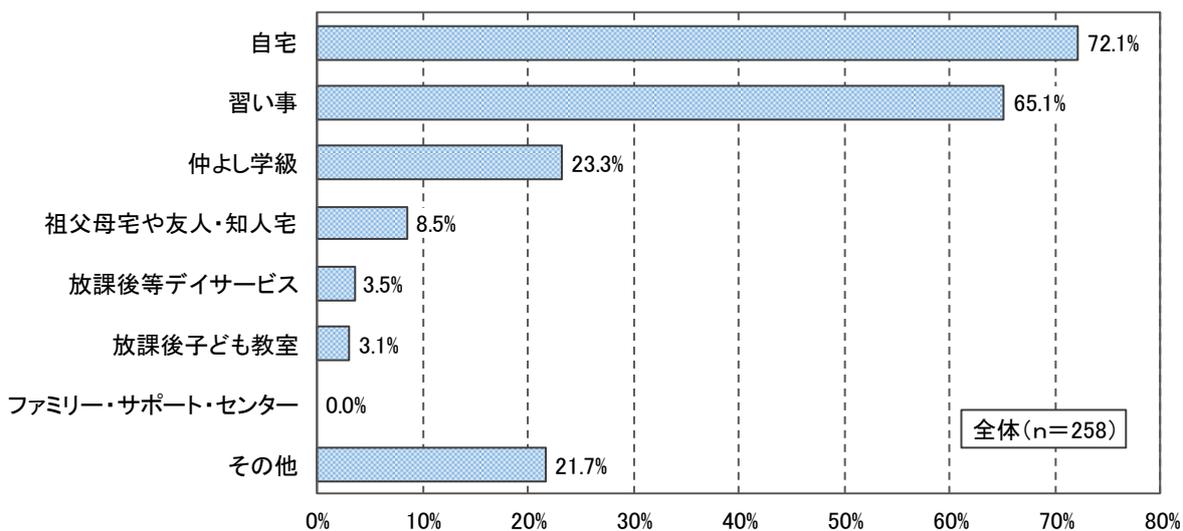
現在、小学生のお子さんが放課後どの場所で過ごしているかを尋ねたところ、「自宅」が73.3%と最も高く、次いで、「習い事」(65.9%)、「仲よし学級」(29.1%)の順となっています。

また、来年度以降、放課後をどの場所で過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」が72.1%と最も高く、次いで、「習い事」(65.1%)、「仲よし学級」(23.3%)の順となっています。

《現在、放課後をどのような場所で過ごしているか。【MA】》



《来年度以降、放課後をどのような場所で過ごさせたいか。【MA】》

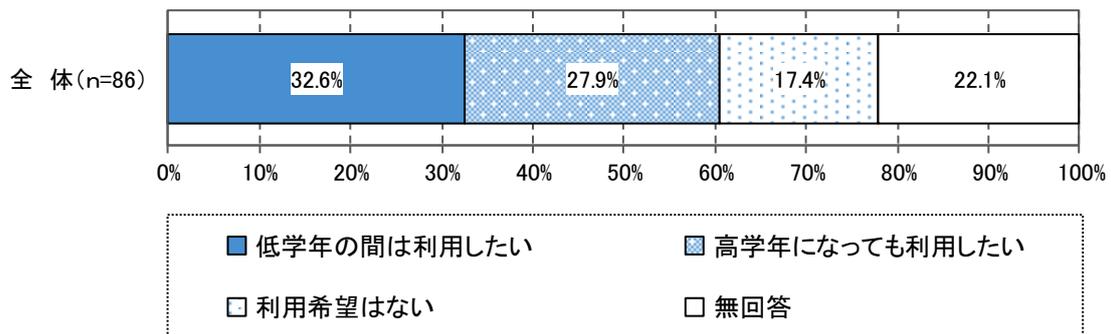


(5) 長期休暇期間中の「仲よし学級」の利用希望（就学前児童・小学生）

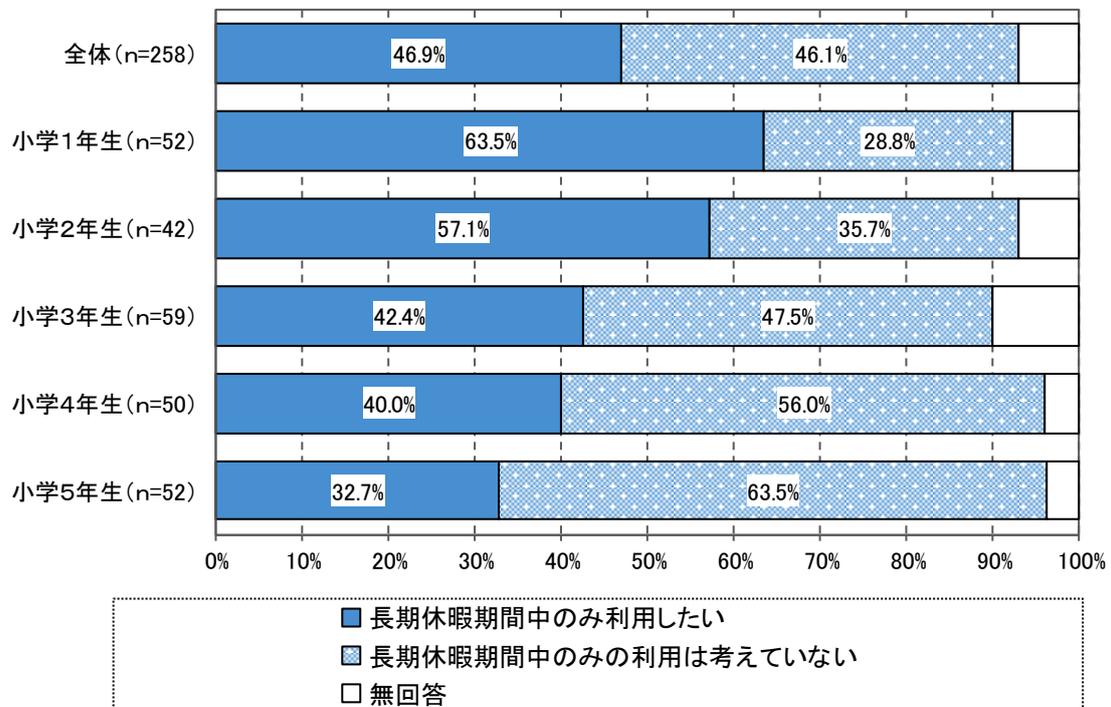
調査時点で5歳児を持つ保護者に対して、夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の仲よし学級の利用希望を尋ねたところ、「低学年の間は利用したい」と「高学年になっても利用したい」を合わせた“利用したい”の割合は60.5%となっています。

また、小学生のいる世帯の保護者に対して同様の質問をしたところ、“利用したい”の割合は全体で46.9%となっていますが、学年別にみると、小1では“利用したい”の割合が63.5%となっており、低学年ほど“利用したい”の割合は高くなっています。

《夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の「仲よし学級」の利用希望（就学前児童）》



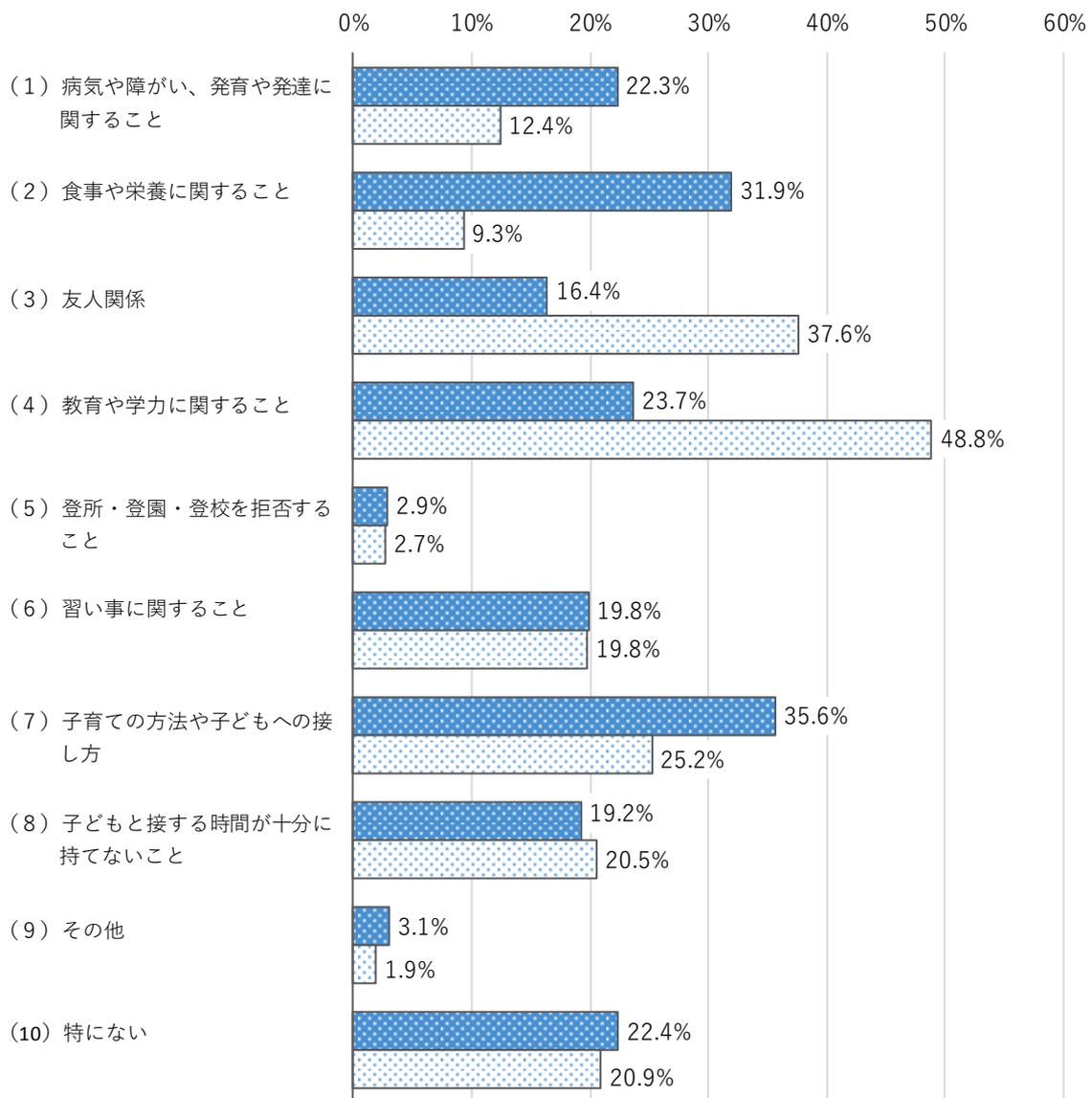
《夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の「仲よし学級」の利用希望（小学生）》



(6) 子育てについて、日頃悩んでいることや気になること（就学前児童・小学生）

子どもに関することをみると、就学前児童では小学生と比べて「子育ての方法や子どもへの接し方」、「食事や栄養」、「病気や障がい、発育や発達」の割合が高く、小学生では就学前児童と比べて「教育や学力に関すること」、「友人関係」の割合が高くなっています。

《子どもに関すること【MA】》



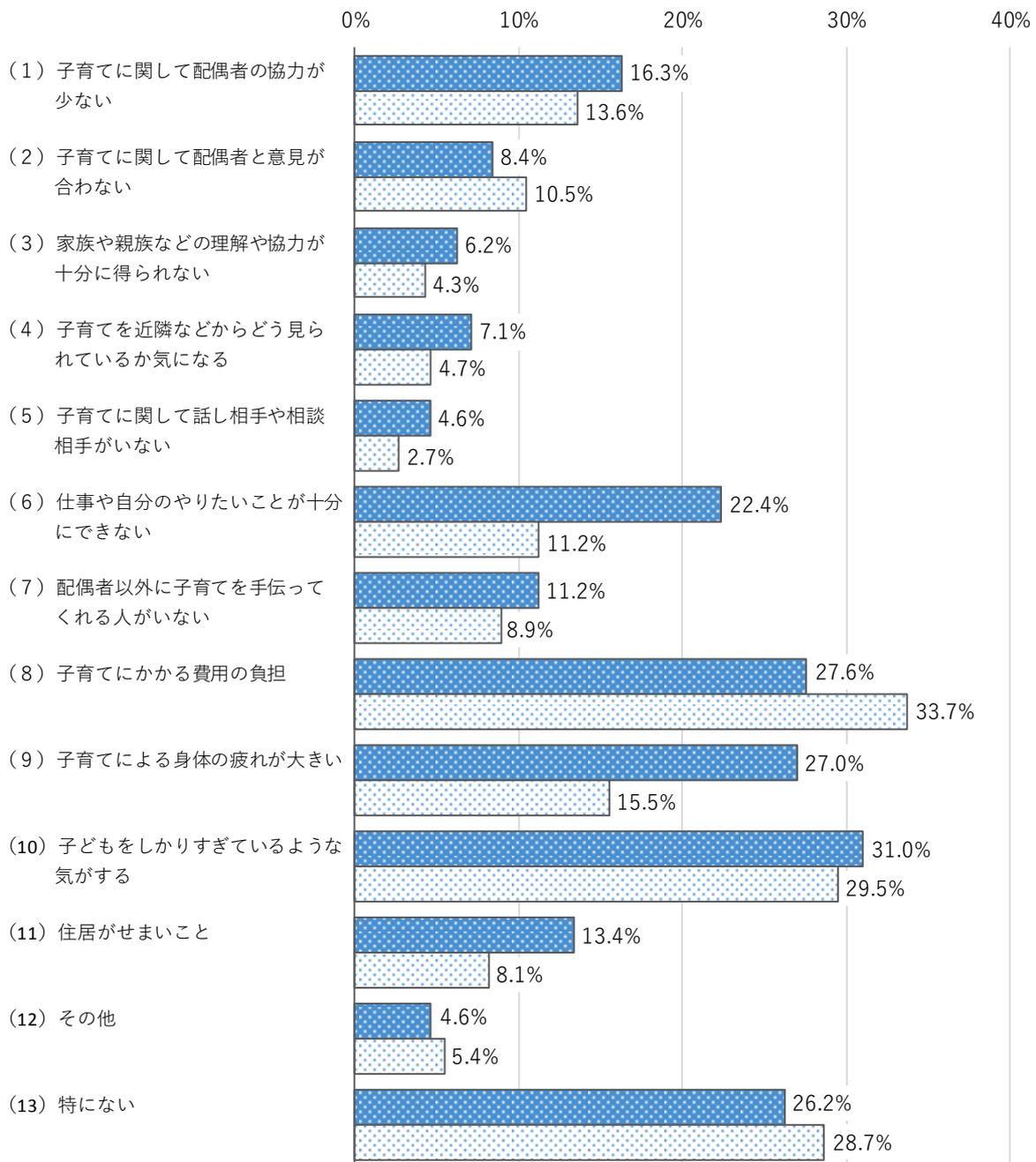
■ 「就学前」 (n = 786)

□ 「小学生」 (n = 258)

自身に関することをみると、就学前児童では小学生と比べて「子育てによる体の疲れ」、「仕事や自分のやりたいことができない」、「子育てに配偶者の協力が少ない」の割合が高く、小学生では就学前児童と比べて「子育てにかかる費用」、「子育てに関して配偶者と意見があわない」の割合が高くなっています。

また、就学前児童・小学生ともに「子どもをしかりすぎているような気がする」の割合が高くなっている点にも注意が必要です。

《自身に関すること【MA】》



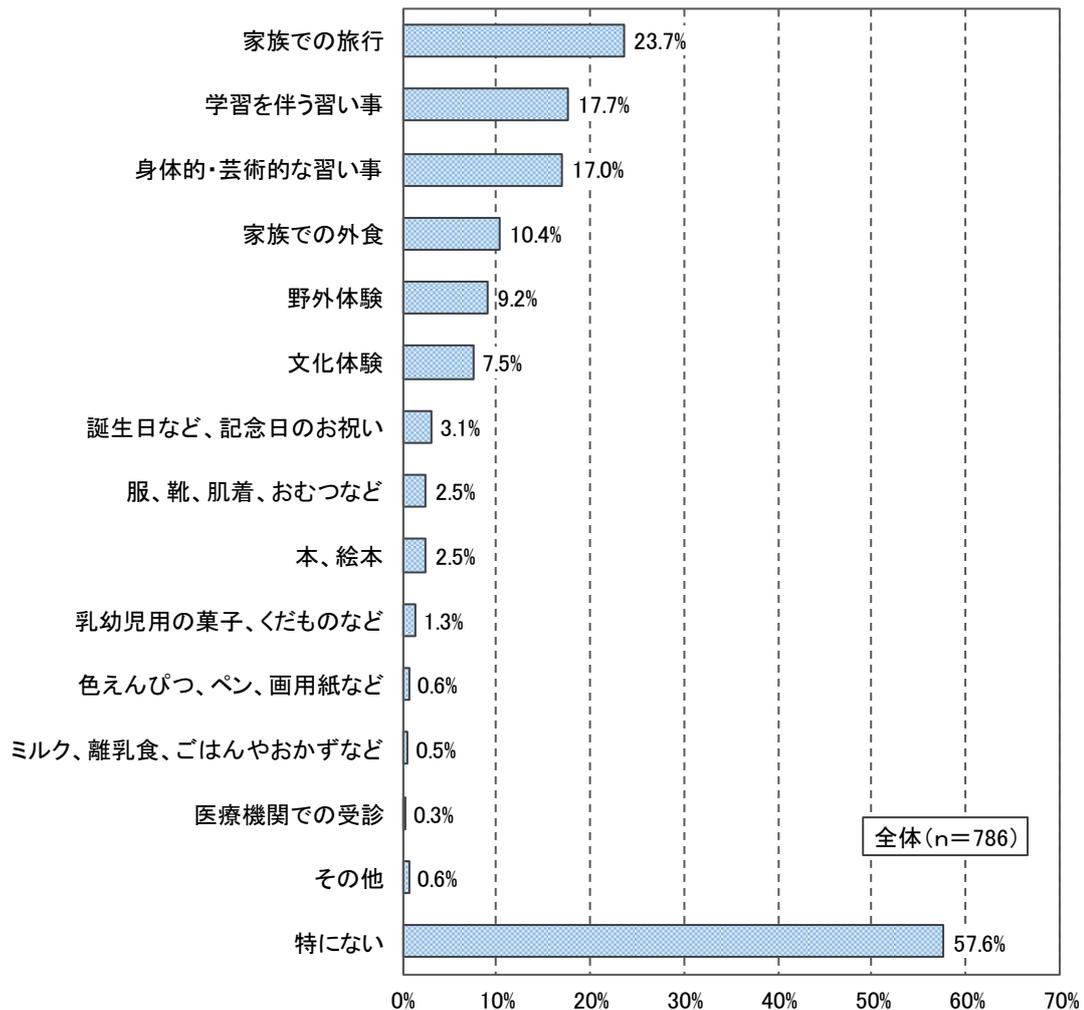
■ 「就学前」 (n = 786)

□ 「小学生」 (n = 258)

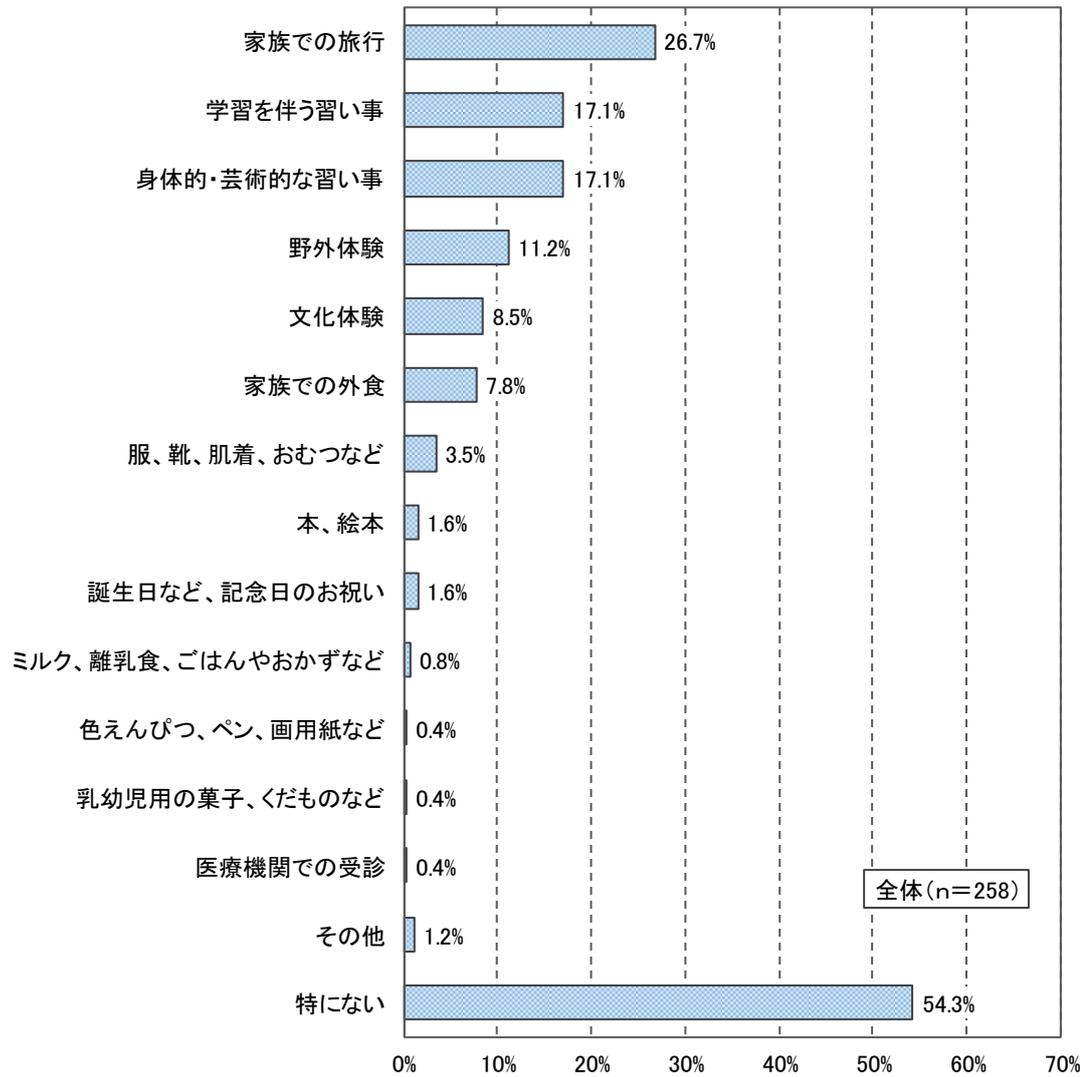
(7) 経済的な事情により子どもに出来なかったこと（就学前児童・小学生）

就学前児童・小学生ともに、「家族での旅行」、「学習を伴う習い事」、「身体的・芸術的な習い事」の割合が高くなっています。ただし、「特にない」が6割弱であることや、子育てに関する基本的な項目と考えられる「身につけるもの」、「食事」、「医療機関への受診」については割合がかなり低くなっていることから、経済的な面での貧困はあまり見られない状況です。

《経済的な事情により子どもに出来なかったこと【MA】（就学前児童）》



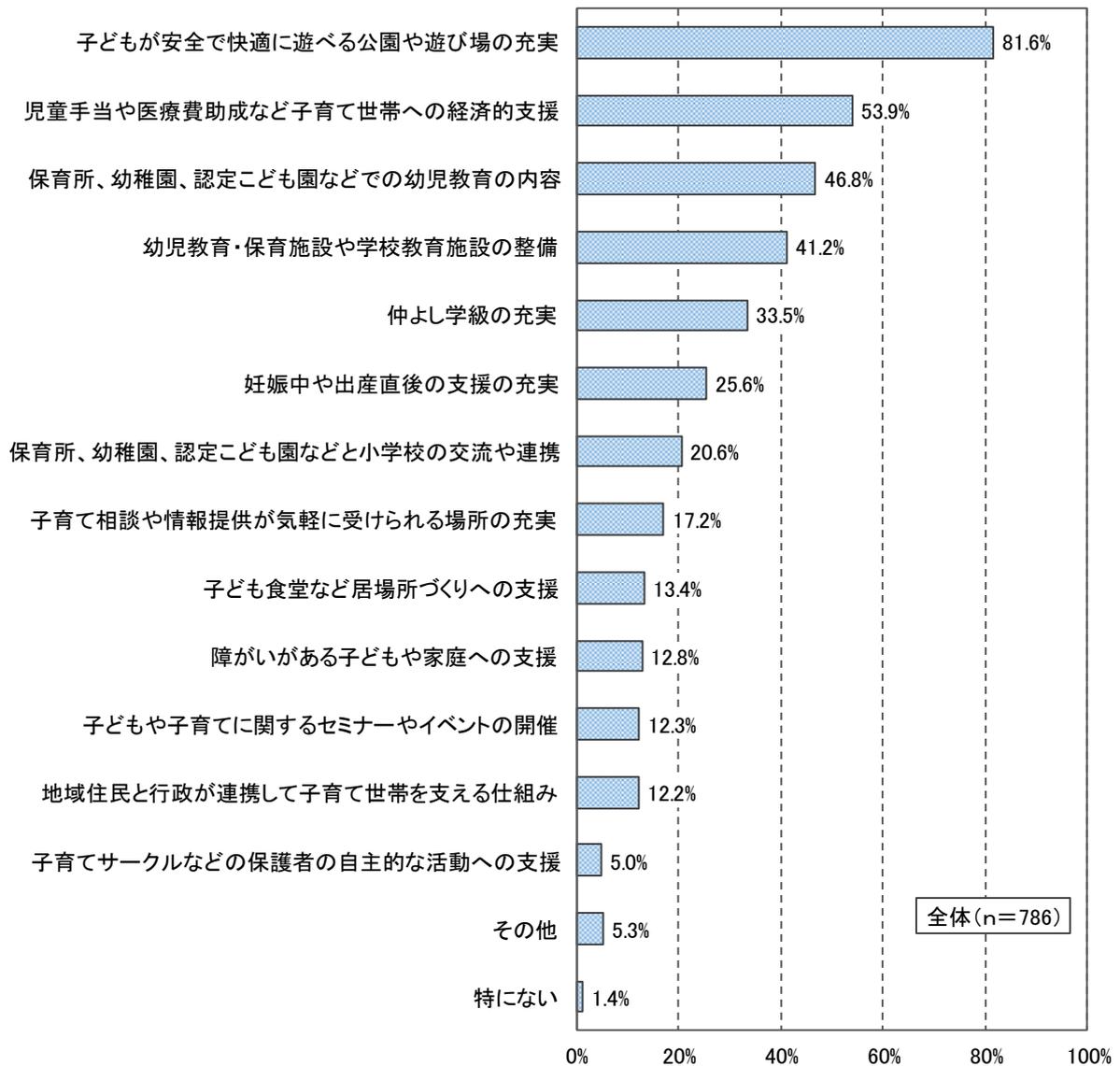
《経済的な事情により子どもに出来なかったこと【MA】(小学生)》



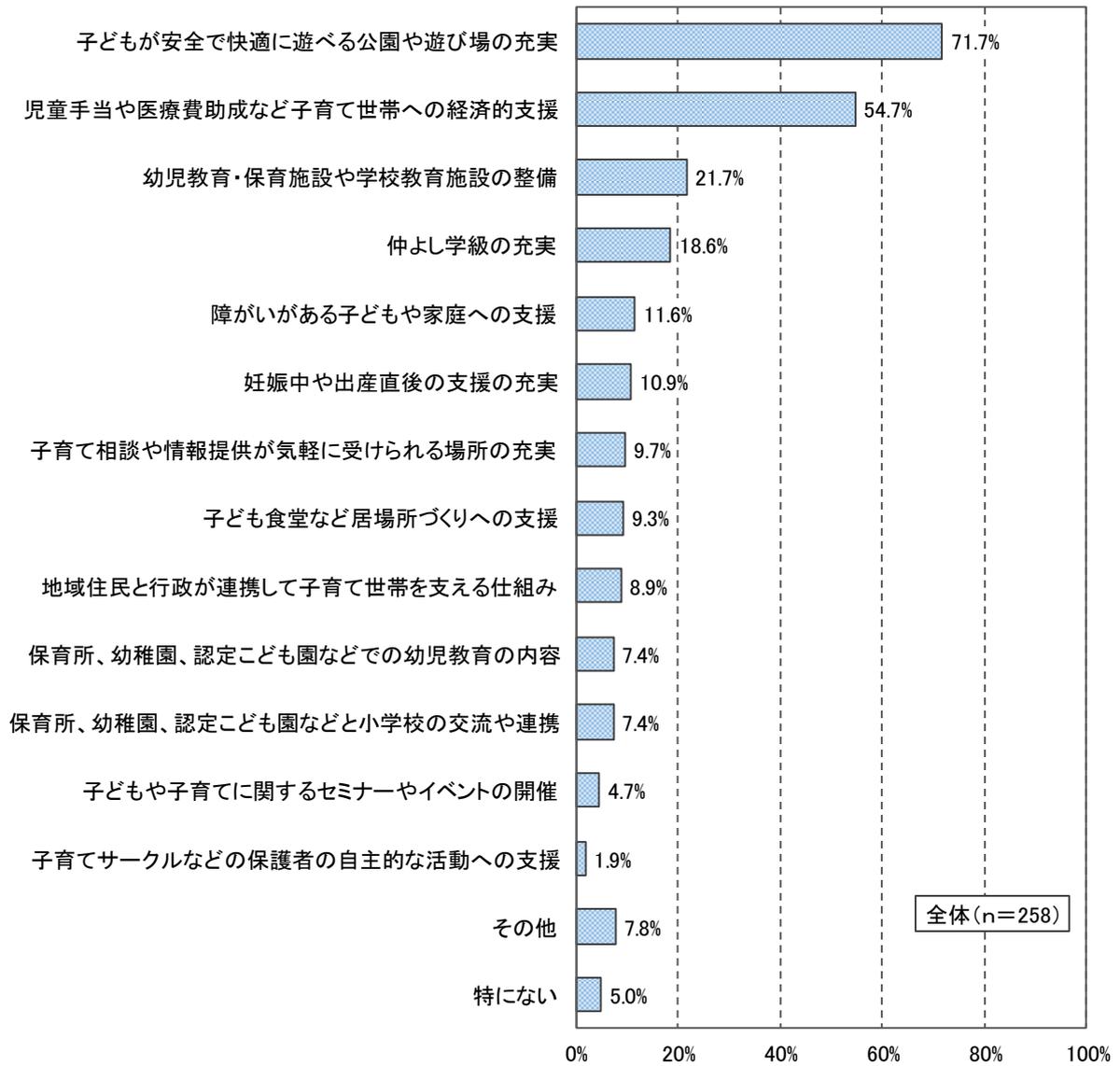
(8) どのような子育て支援を充実してほしいか（就学前児童・小学生）

就学前児童・小学生ともに、「子どもが安全で快適に遊べる公園や遊び場の充実」、「児童手当や医療費助成など子育て世帯への経済的支援」の割合が高くなっています。

《どのような子育て支援を充実してほしいか。【MA】（就学前児童）》



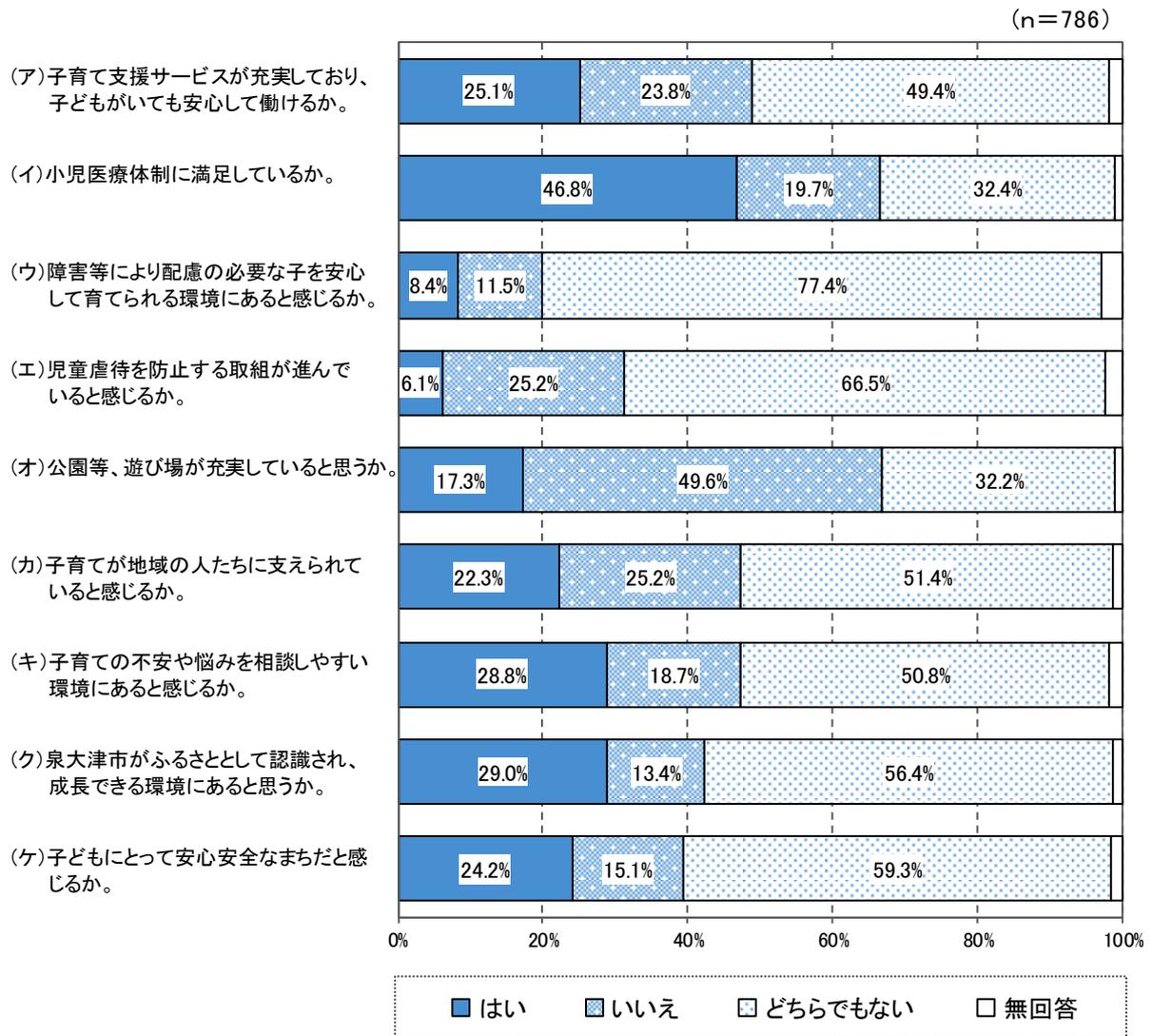
《どのような子育て支援を充実してほしいか。【MA】(小学生)》



(9) 泉大津市の子育て支援や生活環境に関する設問（就学前児童・小学生）

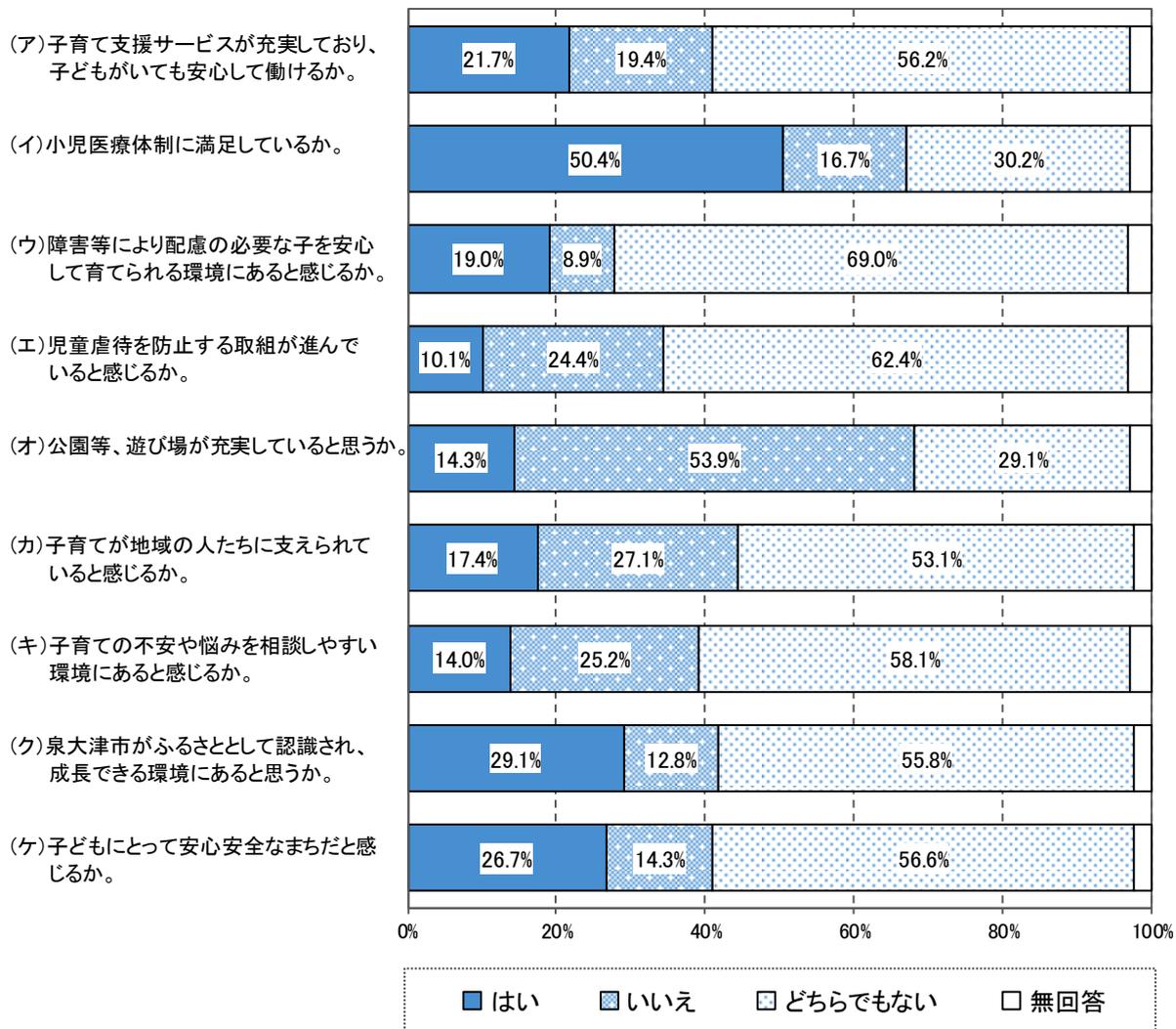
泉大津市の子育て支援や生活環境についてどのように感じているかを尋ねたところ、就学前児童・小学生ともに、「小児医療体制に満足している」は「はい」が約5割と高くなっている一方で、「配慮の必要な子を安心して育てられる環境」・「児童虐待を防止する取組」については「はい」の割合が低くなっています。また、「公園など遊び場の充実」については「はい」よりも「いいえ」の割合がかなり高くなっています。

《泉大津市の子育て支援や生活環境をどう感じているか（就学前児童）》



《泉大津市の子育て支援や生活環境をどう感じているか（小学生）》

(n=258)



◆ニーズ調査結果から見られる傾向や課題◆

母親・父親の勤務状況について

就学前児童がいる母親の就業率は6割以上、小学生がいる母親の就業率が8割弱となっています。また、勤務日数や勤務時間の状況から父親が長時間労働の状況にあることが見受けられます。働きながら子育てをする世帯が安心して勤務できる環境づくりのために、就学前児童に対しては、幼児教育・保育の施設整備や一時預かりなど、小学生に対しては、仲よし学級の充実などにより、子育て支援を一層充実させる必要が見られます。

就学前児童の「定期的な教育・保育事業」の利用について

泉大津市内には幼稚園は4か所（公立4）、保育所は4か所（公立4）、認定こども園は10か所（公立3、私立7）あります。今後の利用意向において幼稚園の預かり保育や認定こども園の利用希望が高いことを踏まえつつ、子育て家庭の多様なニーズに応えていく施設整備が求められています。

小学校の放課後の過ごし方について

就学前児童がいる世帯の今後の意向をみると、低学年の間は「仲よし学級」の割合が最も高く、「自宅」、「習い事」の割合も高くなっています。また、小学生がいる世帯の現状をみると、「自宅」の割合が最も高く、次いで、「習い事」、「仲よし学級」の順となっています。現状分析（第2章）でみた母親・父親の就業率の上昇やニーズ調査結果からみられる勤務状況を勘案すると、子育て家庭が安心して働ける環境整備のためにも、「仲よし学級」の充実を図っていく必要があります。

長期休暇期間中の「仲よし学級」の利用希望について

就学前児童がいる世帯の今後の希望をみると、“利用したい”と考えている世帯はおよそ6割となっています。また、小学生がいる世帯の希望をみると、低学年ほど“利用したい”の割合が高く、小学1年生では6割を超えています。小学校の長期休暇期間中も子どもを安心して預けられる環境が求められています。

子育てに関して悩んでいることや気になること (1)子どもに関すること

就学前児童では小学生と比べて「子育ての方法や子どもへの接し方」、「食事や栄養」、「病気や障がい、発育や発達」の割合が高くなっています。近年、核家族化や少子化に伴って、自らが子どもを授かる前に乳幼児や子どもと接する機会が減少している社会情勢があります。そのため、自らが子どもを授かった際に、体験不足からどのように子どもと接したらよいかかわからないという方が増えています。親子の交流の機会の提供など、乳幼児期からの子育て方法や子どもへの接し方への支援、食育に関する指導や啓発、健やかな成長に関することなどへの対応

が求められています。

また、小学生では就学前児童と比べて「教育や学力に関すること」、「友人関係」の割合が高くなっています。学校教育の環境整備や教職員の資質向上や教育内容の充実、子ども同士が良い友人関係を築けるように学校や地域で見守ったり家庭と連携したりすることなどが求められています。

子育てに関して悩んでいることや気になること (2) 保護者自身に関すること

就学前・小学生をつうじて、経済面や子育ての疲れや時間の制約、配偶者の協力の物足りなさやうかがえる結果となっています。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や一時預かりなどの充実による子育て環境の向上、経済的負担の軽減への配慮が求められています。

経済的な事情により子どもに出来なかったこと

貧困には絶対的貧困と相対的貧困がありますが、結果から絶対的貧困はほとんど見られない状況と言えます。ただし、相対的貧困については、例えば世帯収入の多少により子どもが受けられる教育や経験、生活環境などは子ども一人一人で異なることから、保護者や家庭の環境により子どもの利益が損なわれることがないよう様々な観点から支援を行うことが必要です。

どのような子育て支援を充実してほしいか

就学前・小学生ともに、公園や遊び場の充実や経済的支援を求める割合が高くなっています。また、「仲よし学級」について、就学前児童の方が小学生より割合が高くなっていることから、子どもが小学校に進学した際に引き続き仕事が続けられる環境、いわゆる「小1の壁」の改善が求められています。

泉大津市に求められる子育て支援や生活環境の改善の視点

小児医療体制への満足度が高い一方で、その他の項目については「はい」の割合が30%未満となっており、配慮が必要な子どもへの支援や核家族に対する支援、児童虐待への体制づくりや公園などの遊び場の問題に課題が見られます。

子どもと子育て家庭が泉大津市で「生まれ育って良かった」・「子育てをして良かった」と思える環境整備を一層推進し、次代を築く子どもが泉大津市に愛着を持って成長できるよう施策を展開する必要があります。

3. 計画策定に向けた方向性

- 子どもと子育て家庭を取り巻く現状、ニーズ調査の結果、子ども・子育て会議での協議から、本市の子ども・子育て支援の方向性を次のようにまとめます。

● “子どもの最善の利益”を尊重した教育・保育・子育て支援の推進 ●

子育ての日々は子どもだけでなく親自身も成長する喜びを体験できる貴重な時間です。様々な背景や状況にある各家庭にとって充実した子育て期になるためには、子どもの最善の利益を尊重した支援が重要となります。

泉大津市においては、女性の就業率の高まりや共働き世帯の増加により、少子化の傾向にあっても保育ニーズは年々高まっています。保育所・幼稚園・認定こども園などの教育・保育事業や様々な子育て支援事業、各種健診や相談事業において、子どもの成長と発達を支え、保護者への多様なニーズに配慮した量と質の確保とサービスの提供に努めます。また、学童期・青年期においても健やかな育ちが約束される環境づくりをめざすため、小中学校や仲よし学級などの量と質の確保及び施設や教育内容の充実を図っていきます。

● 保育ニーズの高まりへの対応 ●

共働き世帯の増加に伴い年々保育ニーズは高まっていますが、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズは更に高まると考えられます。無償化による保育ニーズへの影響を見据え、今後も教育・保育施設の適切な量と質の確保、待機児童の解消、保育士・教職員などの人材確保や資質向上のための研修などを行っていきます。

● 放課後児童健全育成事業の充実 ●

国が示す「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨に基づき、共働き世帯やひとり親家庭などのいわゆる「小1の壁」の打破と、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、仲よし学級の量と質の確保や保育時間延長などのサービス向上の実現に向けて検討を進めます。また、仲よし学級と放課後子ども教室の一体的な取り組みや学校の空き教室などの有効活用により、子どもが豊かな経験ができる場づくりを進めていきます。

● 育児に不安や課題を抱える保護者への支援と児童虐待の防止 ●

育児に不安を抱えながらも周囲からのサポートが得られなかったり、育児ストレスをためこんだりするなど、児童虐待につながる可能性がある親や家庭を乳幼児健診の機会や各種相談事業、関係機関・団体との情報共有により早期に把握し、適切な支援につなげます。また、重大な児童虐待ゼロに向け、保健、福祉、医療をはじめ教育、警察などで構成される要保護児童対策地域協議会の体制強化と児童虐待防止のための拠点づくりを進めていきます。

● 障がいのある子どもに対する支援の充実 ●

障がいのある子どもに対して、就学前においては早期発見・早期療育が重要であり、親子が適切な支援を選択できるよう相談体制及び療育の場の充実に努めます。また、就学前から小中学校、高等学校へと成長段階に応じて一貫した支援体制の充実に努めます。

● 妊娠期からの切れ目のない包括的な支援の充実 ●

すべての家庭及び子どもに対して、生活の質の向上と良好な生育環境の維持を図るために、医療、福祉、保健などの領域や制度ごとに分断されることない包括的支援を妊娠・出産期・乳幼児期・学童期・青年期へと切れ目なく行います。また、子育て世代を身近な地域で親身に寄り添いながら支え、適切でわかりやすい情報提供を行うことや、年齢・発達段階に応じた子どもへの接し方などに関する親の学びなど、親や家庭の愛情のもとに子どもが健やかに育つ環境整備を進めます。

● 子育てへの男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進 ●

男女ともにゆとりある職業生活を送るとともに、家庭生活や地域生活との調和を図ることができるよう、多様な保育ニーズなどに対応した適切な教育・保育の提供の充実に努めます。また、子育てのための時間を十分にもつことができ、父親も子育てに参加できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への市民の関心と理解を深めるとともに、関係機関と連携し、性別や年齢に関わらず、個人の置かれた状況に応じた多様で柔軟な働き方が選択できる労働環境の改善を企業などに働きかけます。

● 外国につながる子どもへの支援・配慮 ●

国際化の進展に伴う帰国子女や外国人の子どもなど、外国につながる子どもの増加が見込まれることを踏まえて、該当する子育て家庭が教育・保育事業や子育て支援事業などを円滑に利用できるよう適切な支援を行っていきます。

● 安心・安全な子育て環境の充実 ●

子どもを交通事故や犯罪から守るため、保護者をはじめ地域の市民・団体と連携し、通学路や生活道路における見守り・支援体制の強化を図るとともに、歩道やガードレールなどの整備、児童生徒に対する交通安全教育などを推進します。

● 子どもの貧困対策 ●

子どもの貧困対策とは、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されない社会の実現をめざして、教育・生活の安定・保護者に対する就労への支援や経済的支援、子どもの居場所づくりなどに取り組むとともに、相談体制を整備することをさします。

貧困という言葉を聞くと、発展途上国で見られるような衣食住などの物資や経済力の欠如による「絶対的貧困」を想起するかもしれませんが、しかし、先進国ではそのような状況はほとんど見られないため親や家庭の状態による「相対的貧困」により統計を行っており、我が国では2015年時点で「7人に1人の子どもが相対的貧困の状態」にあるとされており、それは友人関係など社会資本や学力や健康といった人的資本にも影響します。

貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、複雑な問題や環境にある支援が届かない、又は届きにくい子ども・家族に対し、関係機関・団体との対策会議などで情報を共有しながら実態を把握し、子どもの状況に応じた施策を包括的かつ早期に推進していきます。

第5章 基本理念と施策体系

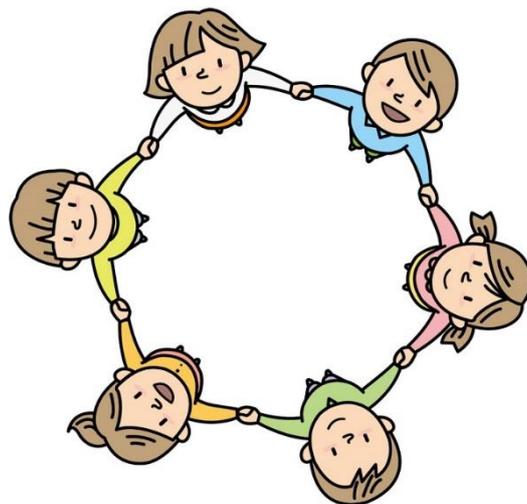
1. 第二期計画の基本理念

“笑顔で育ち育てられるまち” をめざして

すべての子どもがたくましく育つ、みんなで子育てを応援するまち・泉大津

泉大津市では少子高齢化の進行に加え、共働き世帯や核家族が増加しています。また、地域の互助・共助の力もばらつきがあり、インターネットの情報に対する混乱や誤解など、子育て世帯の不安や負担が増加していると考えられます。このような課題の解決や社会情勢の変化に対応するため、子育て支援施策の更なる充実はもとより、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していく必要があります。

第一期計画において、子どもは次代を担う社会の宝であり、子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、子どもも親も笑顔で健やかに成長し、「泉大津市で子育てをして良かった」と思えるまちづくり推進してきました。第二期計画においてもこの基本理念を継承し、地域ぐるみで子育てを支援する環境が整い、子育てに関する喜びが共有され、子どもを生みたい・育てたいと思えるまちとなることをめざし、子どもたちが健全に育まれ活躍できるための新たな取り組みも推進します。



2. 計画の視点

基本理念を実現するため、本市の子どもの育ちと子育て支援の方向性を踏まえつつ、次の3つの視点により施策を展開します。（◆は重点施策）

視点1 すこやかな子どもの育ちと自立を育む

○子ども一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性と能力が活かされるよう、常に子どもの権利と利益を最大限に尊重する視点に立った施策の展開を図ります。

○本市の地域資源や社会資源を活かしながら、子どもが自己肯定感を持って成長できるとともに、自立することを促す環境を推進します。

- ◆ (1) 子どもの人権を守る児童虐待予防の推進
- ◆ (2) 就学前教育・保育の質の向上
 - (3) 子どもの個性と能力を伸ばす学校教育の充実
 - (4) 妊娠・出産及び乳幼児期の親子の健康づくりの推進
 - (5) 障がいのある子どもの自立に向けた支援の充実

視点2 すべての子育て家庭を応援する

○勤務形態の多様化や核家族化が進行する社会情勢において、共働き家庭だけでなく、すべての家庭を支え、保護者が安心して子育てを行える環境を社会全体で構築します。

○親自身が子育ての大切さを認識し、子育てを通して親自身も成長することをめざす意識の醸成を図ります。

○行政中心の従来の手法だけではなく、NPOや企業など民間の力を活かし、柔軟かつ大胆な子育て支援施策を積極的に推進します。

- (1) 身近な地域での子育て支援の充実
- ◆ (2) 働きながら子育てする人の支援の充実
 - (3) 子どもと子育て家庭が安心して暮らす環境の充実（経済的支援）
 - (4) ひとり親家庭の自立支援の充実
- ◆ (5) 子どもの貧困対策と居場所づくりの充実
 - (6) 外国人家庭や外国につながる子どもたちへの配慮と支援の充実

視点3 子育てに優しい地域社会を育む

○子どもの成長に応じた様々な体験や活動の機会の提供や、子育て家庭のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、公共施設のバリアフリーや通学路の整備など、すべての子どもが健やかに成長できる地域社会を育みます。

- ◆（１）地域共生の青少年健全育成の推進
- （２）男女が共同して取り組む子育ての推進
- （３）子どもと子育て家庭が安心して暮らす環境の充実（住宅、まちづくり、防犯）

3. 施策体系

基本理念

“笑顔で育ち育てられるまち”をめざして

すべての子どもがたくましく育つ、
みんなで子育てを応援するまち・泉大津



視点1 すこやかな子どもの育ちと自立を育む

- ◆ (1) 子どもの人権を守る児童虐待予防の推進
- ◆ (2) 就学前教育・保育の質の向上
- (3) 子どもの個性と能力を伸ばす学校教育の充実
- (4) 妊娠・出産及び乳幼児期の親子の健康づくりの推進
- (5) 障がいのある子どもの自立に向けた支援の充実

視点2 すべての子育て家庭を応援する

- (1) 身近な地域での子育て支援の充実
- ◆ (2) 働きながら子育てする人の支援の充実
- (3) 子どもと子育て家庭が安心して暮らす環境の充実（経済的支援）
- (4) ひとり親家庭の自立支援の充実
- ◆ (5) 子どもの貧困対策と居場所づくりの充実
- (6) 外国人家庭や外国につながる子どもたちへの配慮と支援の充実

視点3 子育てに優しい地域社会を育む

- ◆ (1) 地域共生の青少年健全育成の推進
- (2) 男女が共同して取り組む子育ての推進
- (3) 子どもと子育て家庭が安心して暮らす環境の充実（住宅、まちづくり、防犯）

視点1～3をつうじて施策を展開し、基本理念の実現をめざします。

◆は重点施策

第6章 施策の展開

視点1 すこやかな子どもの育ちと自立を育む

(1) 子どもの人権を守る児童虐待予防の推進

- 人権とは幸せに生きるための権利であり、一人ひとりに備わった権利であるということを尊重する社会をめざすため、“子どもの最善の利益”に基づく計画全般における重要な観点として、子どもの権利擁護と児童虐待予防の啓発や相談事業を推進し、子どもの人権が尊重される社会の構築と市民の意識向上を図ります。

主な取り組み

施策・事業名	内 容	担当部署
「泉大津市人権を尊ぶまちづくり条例」の推進	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり条例」を推進し、差別のない、明るい、住みよいまちをめざします。	人権くらしの相談課
「子どもの人権」に関する市民意識の向上	「子どもの権利条約」の趣旨、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」の理解促進を図る広報・啓発活動を実施します。 家庭や地域で「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」を実践するための事例集などを作成し、この考えの普及を図ります。	人権くらしの相談課 指導課
教育・保育における「子どもの人権」に関する意識啓発	教育・保育の場において、マイノリティに対する配慮を含めた子ども一人ひとりの基本的人権を尊重した教育及び保育の実践、教職員などの研修による資質向上を図ります。 男女共同参画社会の理念に基づき、男女共同参画の認識を持って子どもたちを取り巻く環境の整備、保育・授業での指導・援助に取り組みます。	人権くらしの相談課 こども育成課 子育て応援課 指導課
人権教育推進事業	保・幼・認・小中学校において人権教育啓発図書、ビデオ教材などを通じて、幼児、児童生徒、保護者の豊かな人権感覚を育む教育・指導を行います。 市内3中学校での、職場体験や保育実習、部活動交流を実施します。また、異年齢児とのふれあいを中心とした活動の推進、児童生徒と乳幼児との交流機会の充実、性教育・家庭科教育を推進します。	人権くらしの相談課 こども育成課 指導課
子どもの権利を守る相談体制機能の充実	地域の身近な相談先として、おやか広場の相談体制の充実や周知に努めます。また、地域子育て支援センターを通じておやか広場や主任児童委員、人権擁護委員	人権くらしの相談課 子育て応援課

	など関係機関との連携を強化し、地域全体で子どもの権利を守るための支援体制機能の充実に努めます。	
スクールカウンセラー 配置事業の推進	中学校区でスクールカウンセラーによる教育相談と個に応じた適切な指導を継続するとともに、事例を教員研修に活用します。	指導課
泉大津市要保護児童対 策地域協議会の推進	総合的・組織的な対応を引き続き推進するため、地域住民やNPOなど地域に根ざした組織・団体のネットワークを強化し、関係機関の連携と見守り機能の強化を図ります。 虐待相談ホットラインを継続し、虐待の早期発見に努めます。	子育て応援課 指導課
虐待の未然予防に向け た啓発の推進	虐待を発見した場合の通報義務などについて、地域住民に向けた啓発を実施します。	子育て応援課 指導課
教職員・保育士など に対する研修の充実	虐待の早期発見に結びつくよう、教職員・保育士などに対する研修の充実を図ります。	こども育成課 指導課

(2) 就学前教育・保育の質の向上

- 教育・保育施設の適切な量と質の確保、待機児童の解消、保育士・教職員などの人材確保や資質向上のための研修などを行っていきます。

主な取り組み

施策・事業名	内 容	担当部署
特定教育・保育施設の 提供体制の確保	関係機関と連携して教育・保育提供区域毎の各年度の見込みを充足する提供体制を構築し、待機児童解消と身近な場所での子育て環境の向上を図ります。	こども育成課
地域型保育事業認可に 係る需給調整の実施	教育・保育提供区域において教育・保育事業の供給が不足している場合、当該区域に認可基準を満たす地域型保育事業所の設置申請に対しては、原則、認可することとなっています。そのため、地域型保育事業の認可申請のある場合は、法に則して、本計画に定める教育・保育提供区域の必要利用定員総数（量の見込み）に基づき、需給調整を行うものとします。	こども育成課
保育所・幼稚園・認定 こども園の人材育成	保育サービスの多様化、地域における保育所・幼稚園・認定こども園機能の充実に対応できるよう保育士や幼稚園教諭への研修などの充実を図り、資質の向上に努めます。	こども育成課 指導課
認定こども園などの運 営に対する支援	待機児童の解消をはじめ、障がい児保育、一時預かりなど多様な保育サービスの充実を図るため、民間認定こども園などへの運営支援に努めます。	こども育成課
豊かな感性や創造力を	一人ひとりの子どもの発達段階に即応した指導・援助	こども育成課

育む教育・保育の充実	に努め、豊かな感性や創造力を育む教育・保育内容の充実を図ります。 自然体験や交流活動を取り入れ、地域行事を活用し、地域特性を生かした特色ある就学前教育を推進します。	指導課
認可外保育所職員の健康管理	認可外保育施設の職員について「認可外保育施設従事職員健康診断受診助成金」により健康保持・増進を図ります。	こども育成課
特定教育・保育施設の質の向上	職員配置の充実、職員の資質向上に向けた研修などの充実、運営に関する自己評価、外部評価、第三者評価などの導入支援、定期的な情報交換の実施、苦情処理委員会の設置、府と連携した監査の実施、在日外国人及び帰国者の乳幼児の受け入れ体制の充実などを推進します。	こども育成課
認定こども園の推進	就学前教育・保育を一体として捉えた認定こども園を推進します。	こども育成課 指導課
保育所・幼稚園・認定こども園交流事業の推進	保育所・幼稚園・認定こども園の子どもたちの交流、教職員の合同研修、子育て支援事業の連携など、幼稚園と保育所の連携を強化し、教育・保育内容の充実を図ります。	こども育成課 指導課
校種間連携強化事業の推進	おづみんプロジェクト（教育コミュニティ推進計画）に基づき、保・幼・認・小・中・高校・大学との連携強化を図っています。今後とも、引き続き小学校訪問、給食体験、体験入学、職場体験などの活動により校種間交流を進め、スタートカリキュラムの充実に向けて取り組みます。	こども育成課 指導課
より良い事業の提供方策の実施	乳幼児期の発達が連続性を有すること、また、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、保育、発達、子育てコンシェルジュによる相談機能の充実により、すべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進します。	こども育成課 子育て応援課

（3）子どもの個性と能力を伸ばす学校教育の充実

- 就学前教育と小学校教育の連続性と内容の充実をはじめ、新学習指導要領の主旨をふまえた小中学校での教育内容の充実や配慮の必要な子どもへの支援、教育環境の整備などに取り組みます。

主な取り組み

施策・事業名	内容	担当部署
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携強化	就学前教育と小学校教育との連続性及び教育内容の体系化をめざし、大学及び専門機関と連携し、保・幼・認・小学校の教員が合同で各校園所の実態に応じた継続期カリキュラムの研究及び検証を行います。	こども育成課 指導課

地域との協働活動の推進	中学校区内の学校、PTA、自治会、地域産業団体、子ども会、青少年指導員など各種関係者による地域教育協議会（すこやかネット）をはじめ、学校・家庭・地域の連携と協働による活動を展開します。	指導課 スポーツ青少年課
学力向上推進事業の推進	泉大津市教育推進プランに基づき、各学校において現状の分析を行い、個に応じた指導を充実する体制強化、授業方法の工夫改善や授業研究、学習基盤としての生活指導などの充実を推進します。 小中学校での学習内容の到達度を把握し、結果を分析・考察することで、学力向上の手立てを示すとともに、学習でのつまずきに対する効果的な支援を行います。	指導課
国際理解教育推進事業	ALT（外国人英語指導助手）などを活用し、保・幼・認・小中学校を通じた英語でのコミュニケーション能力の向上、国際社会で主体的に生きる態度と能力を培う教育を推進します。	指導課
交流教育の推進	教職員の障がいに関する知識と指導力の向上に努めます。 特別支援学級在籍児童が、希望に応じて通常学級での学習を行うことのできる指導体制の強化を図ります。	指導課
地域間交流の推進	小中学校において、各地域の文化に触れ、昔遊びなどを通じて、本市への郷土愛や愛着を深める活動を推進します。	指導課
学校保健事業 （健康診断などの実施）	学校での各種健康診断などの機会を通じて、病気の予防や早期発見、小児生活習慣病への対応・指導を行います。 「保健だより」などにより啓発活動を実施します。	教育政策課 指導課
相談体制の充実	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター専門相談員などの活用と連携を進め、問題解決に取り組むための相談体制の強化を図ります。	指導課
性情報に対する学習機会の充実	保健体育の授業や、養護教諭による性教育の推進を図ります。	指導課
飲酒・喫煙・薬物利用に対する教育の充実	関係機関との連携を図りながら、学校教育を通じて、心身に害を及ぼす行為の防止に関する教育を充実します。	指導課
生徒（生活）指導推進事業の推進	生徒指導主事、こども支援コーディネーターを中心に、一人ひとりの良さを踏まえた生徒指導を実施します。 小中学校生活指導研究協議会の毎月実施、小中学校合同研修会を実施します。	指導課
良好な教育環境の整備	建物の老朽化が進んでいる中で、安全で安心して教育できる環境を整備できるよう、施設の維持管理に努める必要があります。今後とも良好な教育環境の整備を図るため、施設の改修を推進します。	こども育成課 教育政策課

(4) 妊娠・出産及び乳幼児期の親子の健康づくりの推進

- すべての子どもの健やかな成長発達と保護者の健康維持のため、妊娠・出産から子どもの成長に応じた切れ目のない健康づくりを支援します。

主な取り組み

施策・事業名	内 容	担当部署
地域周産期母子医療センターの充実	NICU、GCUの運用を継続するとともに、受入週数の拡大を図ります。	市立病院事務局
小児救急体制	近隣市町、関係機関及び関係団体と連携し、泉州北部小児初期救急広域センター（休日）、泉州地区小児科救急輪番体制（夜間）により対応します。	健康づくり課 市立病院事務局
助産施設入所事業	経済的理由などにより、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させることにより、出産家庭の生活の安定と児童福祉の増進を図ります。	子育て応援課
不妊に悩む方への特定治療助成	特定不妊治療に要した費用のうち大阪府の助成金を控除した額について限度額内で助成します。	子育て応援課
母子健康手帳の発行	母子の一貫した健康管理と健康保持のため、妊娠から出産、育児の記録となる手帳を交付します。交付時には、妊娠中や子育ての不安軽減を図るための相談や情報提供を実施します。	子育て応援課
両親教室（たまごくらす）	妊娠中の夫婦を対象に、妊娠・出産・育児に関する知識の普及や地域での仲間づくりを実施します。	子育て応援課
妊婦・産婦・乳幼児訪問指導・支援の充実	子育てに不安や負担を感じている妊産婦や乳幼児を持つ保護者の自宅に、助産師や保健師が訪問し、親子の健康管理や育児相談を行います。	子育て応援課
妊婦・産婦相談の充実	妊娠・出産・育児の不安など、保健師が電話や窓口で相談を実施します。また支援の必要な妊婦への電話相談を助産師が実施します。	子育て応援課
乳幼児健康診査の充実	4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児を対象に疾病の早期発見・発達の確認に取り組むとともに、親子の交流など育児支援の充実を図ります。また、健康診査の結果で疾病や心身の発達に支援が必要な場合は、医療機関を紹介します。	子育て応援課
育児相談の充実	「7か月児育児相談」「乳幼児育児相談会」を月1回定例で実施します。また、「発達相談」「栄養相談」「歯科相談」も実施します。	子育て応援課
予防接種事業の充実	予防接種法による定期接種を実施するとともに、接種率の向上と法改正による制度変更などの周知に取り組みます。感染症や疾病の予防に向けて、正しい知識の啓発や情	子育て応援課

	報提供に努めます。	
親子の交流や相談の場の充実	保健センターにて、びよびよくらぶを開催し、親子で交流できる場を提供します。 主任児童委員・子育て相談員などによる見守りと、専門職種による発育・発達に応じた相談を実施します。	子育て応援課
乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業の実施	生後1～2か月頃の乳児がいる家庭を対象に、保健師、助産師などがすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や育児相談を行います。 各年度で見込んだ人数全員に実施します。	子育て応援課
親子の健康づくりの充実や親子のふれあいの促進	公民館や総合体育館、図書館などの社会教育施設において親子の体力づくりや親子のふれあいを推進するための事業を実施するとともに、親同士の交流の場づくりに努めます。	スポーツ青少年課
青年・壮年期の健康づくりの推進	子育て世代を対象に一時保育付の運動教室を実施します。運動教室とあわせて体組成測定や健康講座を実施するなど、内容の充実に努めます。	健康づくり課 スポーツ青少年課
妊婦健康診査、マタニティ歯科健診の充実	妊婦やお腹の中の赤ちゃんの健康管理、疾病の早期把握とその対応、妊娠、出産、育児に関する相談を関係機関と連携して実施します。 妊娠、出産の経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の助成額の改善を図っていきます。 妊婦健康診査は、各年度で見込んだ人数全員、回数に対応する体制を構築し、実施します。	子育て応援課
養育支援訪問事業の推進	養育に支援が必要な家庭を訪問して、養育に関する相談、指導、助言を行います。 保護者の様々なニーズに対応できるよう、関係機関とも連携を図りながら対応します。	子育て応援課
食育に関する事業の推進と活動の支援	いずみおおつ健康食育計画に基づき、栽培体験、親子クッキングなど体験活動を通じた取り組みを実施するとともに、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図ります。 食育パネル展示会の開催や乳幼児健診時の食育シールブック配布、ホームページでの「子どもの食育」毎月掲載などにより啓発を実施します。 保・幼・認・小中学校においても、食育に取り組みます。 保健・福祉・教育など関係機関や団体と連携を図りながら、食に関する情報提供や食の体験活動に取り組みます。	こども育成課 健康づくり課 環境課 教育政策課 指導課 子育て応援課
小児期からの健康なからだづくり対策	家族ぐるみで生活習慣病予防に取り組めるよう、乳幼児健診や定期健診時の集団指導や講話、栄養士による個別栄養指導を行います。また、小児期からの正しい姿勢や基本的な生活習慣の重要性について、保護者への啓発を行います。	子育て応援課
歯科保健の充実	歯科疾患の予防、早期把握と対応のため1歳6か月児、3歳6か月児健診時において歯科健診を実施し、歯についての相談や歯みがき指導などを行います。	子育て応援課
よい歯を育てる会の充	2歳児、2歳6か月児、3歳児に対し、歯科健診を実施	子育て応援課

実	し、むし歯予防の講話を通じて保護者への啓発を行います。	
---	-----------------------------	--

(5) 障がいのある子どもへの自立に向けた支援の充実

- 障がいのある子どもに対して、就学前においては教育・保育施設における受け入れを充実するとともに、小中学校から高等学校へとライフステージごとにつながるのある支援が受けられるよう、関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。また、発達障がいのある子どもには、早期発見・早期療育が重要であり、そのための支援体制の強化を図ります。

主な取り組み

施策・事業名	内 容	担当部署
障がい福祉サービス及び地域生活支援事業	障がい福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行い、制度の普及・啓発に努めます。	障がい福祉課
社会参加に向けた支援体制の充実	障がいのある児童が積極的に外出し、地域の人々と交流できるよう、社会参加促進のための事業の充実に努めます。	子育て応援課 指導課
障がい者医療費助成事業	医療費の助成を行うことにより、障がいのある人の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。制度の普及・啓発に努めます。	障がい福祉課
放課後等デイサービスの充実	事業者との連携を図りながら、放課後等デイサービスの充実を図ります。	障がい福祉課
障がい児教育推進事業の充実	教職員の研修の充実を図り、個々の児童生徒の障がいなどに応じた適切な指導を実施します。 保育所・幼稚園・認定こども園で子どもへの介助員や障がい児担当加配に関し、医療・心理面などからの専門的で公平な判定を行えるよう、今後も努めます。 市立病院内に院内学級を設置し、病院療養児童の教育の充実を図ります。	こども育成課 指導課
幼児・親子教室事業の充実	発達支援事業として生活訓練、療育訓練の充実に努めます。	子育て応援課
発達障がいの支援体制の充実	乳幼児健診、保育所、幼稚園、認定こども園などにおいて発達に支援が必要な児童を早期に発見し、子どもの発達をより良く促すための早期療育に向けて、発達・育児相談などライフステージに応じた支援に努めます。 相談支援ファイル「わたしノート」の活用、親支援として「ペアレントトレーニング」を実施します。	障がい福祉課 こども育成課 子育て応援課 指導課
総合的な支援体制の整備	子どもの発達を保障するため、発達支援ネットワーク部会や泉大津障がい児（者）親の会などの情報共有と連携をさらに進め、支援の強化を図ります。 すべての子どもが健やかに発達し、安心して暮らすた	障がい福祉課 子育て応援課 市立病院事務局 指導課

	<p>めに、切れ目のない（シームレスケア）保健・医療・福祉・教育・労働の分野間連携による総合的な支援について、各関係機関とともにルールづくりを進めます。</p> <p>相談員の適正配置を図り、乳幼児期から学齢、就労まで一貫した切れ目のない支援を総合的にコーディネートできるよう体制強化を図ります。</p>	人権くらしの相談課
専門的な児童発達支援拠点の設置	<p>高度で専門的な療育を実施している専門療育機関との連携強化を図ります。</p> <p>市内の児童発達支援センターの設置に向けて、関係機関や事業者と検討します。</p>	障がい福祉課 子育て応援課
障がい児教育推進事業の充実 （巡回教育相談、就園・就学时発達相談、就園・就学指導員）	<p>小中学校の特別支援学級に対する巡回発達相談、理学療法士による機能回復訓練、大学教員や臨床心理士などによる巡回相談など、障がいのある幼児の就学时及び就学後の教育相談体制を充実します。</p>	指導課 子育て応援課

視点2 すべての子育て家庭を応援する

(1) 身近な地域での子育て支援の充実

- 子育て家庭が地域において様々な支援をスムーズに受けられるように、相談体制の充実や地域に根ざす関係機関や子育て支援団体との連携、親子のふれ合いを促進する事業や子育て家庭同士の交流や情報交換の場づくりなどに取り組みます。

主な取り組み

施策・事業名	内 容	担当部署
子育てガイドブックの発行	子育てに関連する制度やサービスを分野ごとにわかりやすくまとめた「いずみおおつ子育てガイドブック」を年度ごとに掲載情報を更新して配布します。	子育て応援課
情報提供方法の多様化	必要とする情報が必要な時に確実に届くよう、ホームページや子育て応援アプリの充実により情報提供の多様化に取り組みます。 子ども・子育て支援法に基づき、保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報を提供します。	子育て応援課 こども育成課
情報の共有化と提供の推進	要保護児童対策地域協議会において、子育てに関する法制度や子育てに役立つ最新情報の共有を図り、各活動を通じての提供を推進します。	子育て応援課
子育てサークルの支援	情報提供、活動場所や備品の貸し出しなど、地域子育て支援センターを通じて子育てサークルの活動支援、育成に取り組みます。	子育て応援課
多様な交流機会や場の確保	おやこ広場（つどいの広場）、親子で遊ぼう体験会、保育所・幼稚園・認定こども園の園庭開放の充実を図り、身近で安全な遊び場や交流機会の拡充、家庭での子育てを支援します。 各園・所において、地域とのつながりを深める取り組みの充実を図ります。	こども育成課 子育て応援課
地域子育て支援センターの実施	おやこ広場、子育て講座、子育て相談などを開催し、保護者の相談支援とともに、子育てサークルや子育てリーダーの育成と支援を推進します。 実施にあたり、関係団体と一層の協力を図ります。	子育て応援課
民生委員・児童委員（主任児童委員）活動の推進	地域ぐるみの子育て支援の中心的役割を担うため、法制度の改正や最新情報を身に付けるための定期的な研修を実施します。	福祉政策課 社会福祉協議会
保育所・幼稚園・認定こども園・学校におけ	子育ての専門知識を有する職員による相談支援や情報交換の場としての機能充実を図ります。	こども育成課 指導課

る相談体制の充実		
地域コーディネーターの推進	各地域教育協議会（すこやかネット）に地域コーディネーターが積極的に参加できるように地域のネットワークづくりを推進します。	指導課 スポーツ青少年課 生涯学習課
地域学校協働活動の充実	各地域教育協議会（すこやかネット）をはじめ、親子の体験活動や子どもの地域活動への参画促進、家庭教育への支援などを通じて、教育コミュニティの充実を図ります。	指導課
小地域ネットワーク活動推進事業	小地域ネットワーク活動において、地域ぐるみの子育て活動を実践していく機運づくりを促進します。	福祉政策課
地域福祉計画の普及・啓発	地域住民と行政が協力し、地域の中で安心できる生活支援の仕組みを創る地域福祉計画の理念の普及・啓発を通じて、地域ぐるみでの子育ての機運づくりを促進します。	福祉政策課
児童家庭相談体制の充実	相談者に適切に対応するため、社会福祉士などを中心に相談員の研修、関係機関との連携強化により、相談指導体制の充実を図ります。	子育て応援課
関係機関の連携による相談機能の充実	地域子育て支援センターでの電話相談に対応できる体制づくり、専門職による育児相談、主任児童委員や人権擁護委員などとの連携を強化し、地域全体で子どもの権利を守るための支援を推進します。	子育て応援課
教育相談事業の充実	教育支援センターの専門相談員による教育相談、家庭教育支援相談、特別支援教育に係る専門家の相談など、多様な相談に対応する事業の充実を図ります。	指導課
相談員の資質の向上	多様化する相談内容に適切に対応できるよう相談員の研修の充実をめめます。	子育て応援課
地域子ども・子育て支援事業の質の向上	利用者意向の把握と実施事業者との情報共有を定期的に行い、より良い事業提供に事業者と連携して取り組みます。	こども育成課 子育て応援課
利用者支援事業	保護者などからの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。 市役所での特定型（保育コンシェルジュ）、母子保健型に加え、公立認定こども園3園での基本型、合計5か所で実施します。	こども育成課 子育て応援課
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センターが中核となり各おやこ広場の充実を図りながら、各年度で見込んだ人数全員を受け入れる体制で実施し、育児への不安感や孤独感の緩和を支援します。	子育て応援課
子育て短期支援事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。 関係機関と連携を図りながら、各年度で見込んだ人数全員を受け入れる体制で実施します。	子育て応援課
子育て援助活動支援事業（ファミリーサポー	子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両	子育て応援課

トセンター事業)	方会員)が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。 提供会員の体制と質の向上を図りながら、各年度で見込んだ人数全員を受け入れる体制で実施します。	
一時預かり事業	保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。 各年度で見込んだ人数全員を受け入れる体制で実施します。	こども育成課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成する事業です。 低所得者の負担軽減策の一つとして、必要に応じ、検討していきます。	こども育成課
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置や運営を促進するための事業です。 将来的に民間事業者の参入促進が必要となった場合に備えて、周辺自治体と連携して民間事業者参入に関する情報交換を行っていきます。	こども育成課
泉大津市要保護児童対策地域協議会の推進 【再掲】	総合的・組織的な対応を引き続き推進するため、地域住民やNPOなど地域に根ざした組織・団体のネットワークを強化し、関係機関の連携と見守り機能の強化を図ります。 虐待相談ホットラインを継続し、虐待の早期発見に努めます。	子育て応援課 指導課
虐待の未然予防に向けた啓発の推進 【再掲】	虐待を発見した場合の通報義務などについて、地域住民に向けた啓発を実施します。	子育て応援課 指導課

(2) 働きながら子育てする人の支援の充実

- 延長保育事業や病児・病後児保育事業、仲よし学級などの充実により、働きながら子育てをする家庭の支援を行います。また、時間や場所にとらわれない多様な働き方について、情報の収集、提供に努めます。

主な取り組み

施策・事業名	内 容	担当部署
休業中の保護者に対する	産休・育休中の保護者の保育希望を把握するととも	こども育成課

る情報提供の実施	に、健診などの機会を通じて、保育サービスの情報提供を行います。	
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間外に保育所・認定こども園において保育を実施する事業です。 関係機関と連携を図りながら、現行体制で継続し、各年度で見込んだ人数全員を受け入れる体制で実施します。	こども育成課
病児・病後児保育の条件整備	病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。 関係機関と連携を図りながら、各年度で見込んだ人数全員を受け入れる体制で実施します。 また、受け入れ体制の強化に向けては、関係機関と継続的に協議します。	こども育成課 子育て応援課
仲よし学級の充実	子ども・子育て支援新制度施行に伴い利用者数が増加している中で、安全・安心な放課後の居場所づくりのための施設整備や運営内容、低学年・高学年に配慮した活動内容やプログラムの創意工夫、障がい児対応などに向けて、小学校や関係部局とも連携を図りながら、職員の研修を充実させ、適切な運営に取り組みます。 また、子育て支援の充実を図るため、人材確保が必要であることから、地域人材を中心とした人材養成と効果的な活用を推進します。	スポーツ青少年課

(3) 子どもと子育て家庭が安心して暮らす環境の充実（経済的支援）

- 子育て家庭の負担軽減のため、児童手当の支給や各種助成などを行います。

主な取り組み

施策・事業名	内 容	担当部署
児童手当支給事業	子育て家庭における生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童を養育する人に手当を支給するもので、制度の広報・普及に努めるとともに、国・府に対し、制度の充実についての働きかけに努めます。	子育て応援課
児童扶養手当支給事業	父母の婚姻解消などにより、父親と生計を同じくしていない児童の母などが、その児童を監護・養護している場合、その母などに手当を支給する事業で、国・府に対し、制度の充実についての働きかけに努めます。	子育て応援課
小中学校の就学援助	経済的な理由で、公立小中学校の就学が困難な家庭に、学用品費・通学用品費・学校給食費など学習に必要な費用の一部を援助しており、「広報いずみおお	指導課

	つ」などでの普及に努めます。	
特別支援教育就学奨励費	市内の小中学校に在籍し、障がいのある児童生徒の保護者で、所得が認定基準以下の方を対象に、児童生徒の就学に要する経費の負担を軽減するため、学習にかかる学用品費、通学用品費などの一部を援助しており、「広報いずみおおつ」などでの普及に努めます。	指導課
子ども医療費助成事業	医療費の助成を行うことにより、子どものいる家庭の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。制度の普及・啓発と内容の充実に努めます。	子育て応援課
ひとり親家庭医療費助成事業	医療費の助成を行うことにより、ひとり親家庭の保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。制度の普及・啓発に努めます。	子育て応援課
障がい者医療費助成事業 【1-(5) の再掲】	医療費の助成を行うことにより、障がいのある人の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。制度の普及・啓発に努めます。	障がい福祉課
幼児2人同乗用自転車購入助成事業	幼児2人同乗用自転車購入費用の助成を行います。	環境課

(4) ひとり親家庭の自立支援の充実

- 父子・母子家庭に対して、各種相談体制の強化や就労支援、経済的負担の軽減を図る支援などに取り組みます。

主な取り組み

施策・事業名	内 容	担当部署
相談支援体制の充実	ひとり親家庭に対し自立支援員や民生委員・児童委員及び母子福祉推進員が中心となり、相談相手や、親子交流の場づくりを推進します。	子育て応援課
母子生活支援施設入所委託事業	ひとり親家庭などにおいて、さまざまな事情のため、子どもの養育が十分できない場合、母子生活支援施設へ子どもと一緒に入所し、生活の安定と自立を図ります。	子育て応援課
養育費確保のための支援	民事執行法の改正など、養育費の制度や公的文書による取り決め方法などについて、様々な機会に啓発を行います。 必要に応じて、弁護士による法律相談などの専門機関を案内します。	人権くらしの相談課 子育て応援課
現況届時における情報提供	児童扶養手当の現況届提出時に、ひとり親家庭などの保護者が情報を入手できるよう努めます。	子育て応援課

子ども家庭センターなどとの連携強化	子ども家庭センターや民生委員・児童委員などの関係機関がひとり親家庭などの情報を共有し、ひとり親家庭などの抱えている問題解決を図ります。	子育て応援課
日常生活支援事業	ひとり親家庭などの保護者が疾病や修学のため一時的に家事・育児などの日常生活に支障をきたした場合は、日常生活の安定のための支援を行います。	子育て応援課
経済的支援の実施	ひとり親家庭に対する福祉資金の貸付相談、児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭医療費助成事業などの制度の周知に努め、適切に実施します。 様々な制度を活用しても生活が出来ない場合は、生活保護などの適用を行いながら、自立を支援します。	子育て応援課 生活福祉課
ひとり親自立支援プログラム策定事業の推進	ひとり親家庭の母又は父が就職することにより自立するために、公共職業安定所（ハローワーク）と連携してプログラムを策定し、必要な支援を行います。	子育て応援課
就労支援機関との連携強化	ひとり親家庭などの就業支援のため、公共職業安定所（ハローワーク）をはじめとした関係機関と連携を図ります。	子育て応援課
自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の母又は父が、市の指定する講座を受講した場合に、受講後に講座受講料の一部を支給します。	子育て応援課
地域就労支援事業の推進	働く意欲・就業希望がありながら、雇用・就業を妨げる様々な阻害要因を抱える就職困難者に対して、国・府及び関係団体との連携を強化し、相談者1人ひとりに応じた就労支援を行ない、雇用・就業につなげます。	人権くらしの相談課
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、修業期間中、給付金を支給します。	子育て応援課

(5) 子どもの貧困対策と居場所づくりの充実

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、保護者への生活・就労支援、子どもの居場所づくり、地域の事業者、関係機関との連携強化など、子育て環境の整備に総合的に取り組みます。

主な取り組み

施策・事業名	内 容	担当部署
こどもの居場所づくり事業	食事提供や学習支援など、地域主体のこどもの居場所づくりに対し補助金を交付するとともに、情報共有や意見交換のための連絡会を開催し、その活動を支援します。	子育て応援課
関係者会議の開催	子どもの貧困に関する各窓口での実態把握や施策展開	子育て応援課

	の検討のため、庁内で定期的に子どもの貧困対策担当者会議を開催します。	
子どもの学習支援事業	主に中学生・高校生を対象に「居場所の提供」や「学習の補助」などを行い、自立や社会性の育成を図ります。	福祉政策課
相談体制の充実	地域子育て支援センターを中心とした各おやこ広場やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど関係機関で連携を取り、妊娠・出産・育児、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない相談体制の充実に努めます。	子育て応援課 指導課
就労支援	ハローワークと連携した、ひとり親家庭への就労支援プログラムや、就職のための資格取得への支援（高等職業訓練促進給付金）など、生活の安定のための就労支援に取り組みます。	子育て応援課
経済的支援	子ども医療費やひとり親家庭医療費の助成、児童扶養手当の支給、小中学校の就学援助など、生活状況に応じた経済的支援策を漏れなく適切に受給できるよう、周知・案内に努めます。	子育て応援課 指導課

(6) 外国人家庭や外国につながる子どもたちへの配慮と支援の充実

- 国際化の進展に伴う帰国子女や外国人の子どもなど、該当する子どもや子育て家庭が教育・保育事業や子育て支援事業などを円滑に利用できるよう適切な支援を行っていきます。

主な取り組み

施策・事業名	内 容	担当部署
就園手続きなどの支援	就園に必要な手続きについて、説明をしながら一緒に記入をするなど、外国人が円滑に施設を利用できるよう配慮します。	こども育成課
配布物への配慮	保護者への配布物や連絡ノートについて、ふりがなを記載したりローマ字や簡単な英語で記載するなど、外国人でも理解できるように配慮します。	こども育成課 子育て応援課
給食への配慮	宗教上の理由で食べることができないものがある場合は、除去食により対応します。	こども育成課
外国語版母子手帳	外国人の妊娠届があった場合は、外国語版母子手帳を交付します。	子育て応援課
外国人児童への対応	外国人児童でも就学前施設での生活を円滑に過ごせるよう、絵カードや翻訳アプリ、通訳ボランティアなどを活用します。	こども育成課
在日外国人及び帰国者の児童生徒に対する指導の充実	保育所、幼稚園、認定こども園、学校生活や就学・進路選択のための支援の充実に努めます。	こども育成課 指導課

視点3 子育てに優しい地域社会を育む

(1) 地域共生の青少年健全育成の推進

- 次代を担う子どもが様々な体験や活動を通じて成長できるように、子どもの成長の段階に応じて適切な機会が得られる体制の整備に取り組みます。

主な取り組み

施策・事業名	内 容	担当部署
適応指導教室の充実	学生ボランティアと協力し、さまざまな要因により登校できない児童生徒に対して、集団生活への適応や学校生活への復帰を支援します。	指導課
ひきこもりに関する関係機関ネットワークの整備	府保健所の専門相談や子ども家庭センターと連携し、専門相談員を中心とする相談支援体制の充実を図ります。	子育て応援課 こども育成課 指導課 スポーツ青少年課
地域における体験・交流・学習活動の充実	社会教育施設を拠点とした学習及びスポーツ活動や体験活動の充実を通じて、子どもの居場所づくりや世代間交流による子どもの健全育成に努めます。	生涯学習課 (社会教育施設) スポーツ青少年課
各年齢層がふれあえる機会や場づくり	各地区の様々な団体と協力し、全市的に各年齢層が関わりを持てる場を創出します。	福祉政策課 こども育成課 教育政策課 生涯学習課 スポーツ青少年課
安全な遊び場の確保	各公園遊具の日常点検を実施し、危険遊具の修理及び撤去を行い、遊具使用に対する安全に努めます。 幼児や児童の安全な居場所づくりを確保するため、小学校校庭の開放において、地域住民による校庭開放管理指導員を設置し、円滑な運営に努めます。	都市づくり政策課 スポーツ青少年課
小学生の放課後の生活の場を確保	小学生の放課後の安全な遊び、生活の場を確保するため、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの機会を提供する放課後子ども教室を、市内すべての小学校区において学校施設を活用して実施するとともに、仲よし学級の児童を含めたすべての児童がプログラムに参加できるよう努めます。	スポーツ青少年課
ボランティア体験学習会	ボランティア体験を通じた福祉教育により、ボランティアの人材確保と福祉のまちづくりを推進します。	社会福祉協議会
環境保全意識の向上と自然に親しむ機会の充実	地域の環境を通じて、環境保全意識を高める総合的環境教育事業（学習活動）を推進します。 緑と花の写生コンクールを継続し、緑化意識の向上を	都市づくり政策課 指導課 環境課

	図ります。	
次代の地域リーダーの養成	小学5・6年生児童を対象に、ジュニアリーダー養成事業を実施し、地域の青少年リーダーの育成を図ります。また、キャンプなどの野外活動を通じて、子どもの生きる力と協調性を育む事業を推進します。	スポーツ青少年課
スポーツ教室の充実	スポーツを通じて子どもの心身の育成を図ることを目的として各種スポーツ教室の充実に努めます。	スポーツ青少年課
子ども会活動、スポーツ少年団活動などの充実	様々なスポーツ活動や体験活動などを支援し、地域全体で子どもの心身の育成を図ります。	スポーツ青少年課
職場体験学習の推進	学校教育の一環として、職場体験や保育・福祉体験、商業体験などを推進します。	指導課
地域就労支援事業の推進 【2-(4) の再掲】	働く意欲・就業希望がありながら、雇用・就業を妨げる様々な阻害要因を抱える就職困難者に対して、国・府及び関係団体との連携を強化し、相談者1人ひとりに応じた就労支援を行ない、雇用・就業につなげます。	人権くらしの相談課
職業能力開発のための支援体制の充実	職業能力の開発への支援策の充実と雇用の安定を図ります。	人権くらしの相談課
青少年育成協議会の設置	青少年の育成、指導、保護に関わる団体や関係機関、有識者による青少年育成協議会において、青少年に係る問題について総合的に審議し、方針や目標を設定し、各団体との連携を促します。	指導課 スポーツ青少年課

(2) 男女が共同して取り組む子育ての推進

- 父親の長時間労働や母親の就業率の高まりによる共働き世帯の状況を勘案し、育児休業の取得推進や長時間労働の是正を企業に啓発します。また、父親が長時間労働であるなどの理由により、母親が主に育児を負担しなければならない家庭環境の改善をめざして、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進と父親が育児に参加することを推奨する機会の提供に努めます。

主な取り組み

施策・事業名	内 容	担当部署
講演会や学習会の開催	受講者の確保を図りながら、望ましい家庭環境や子どもへの接し方、親育ちの大切さについて理解を深めるための講演会や学習会などを実施します。	生涯学習課
家庭教育学級の充実	乳幼児期の家庭教育に関する学習機会の提供、育児に関する情報提供や相談・交流などができる家庭教育教室・講座の充実に努めます。	生涯学習課
男性向け家庭生活講座	男性の家事や子育てなど家庭生活への参加を促進する	人権くらしの相談課

などの開催	ため、男性向けの料理教室や育児教室など、家事や子育てに関する知識・技能を身につける機会の充実を図ります。	生涯学習課
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校における男女平等教育の推進	保・幼・認・小中学校における男女平等教育の推進を図るため、教職員などへの啓発活動を行います。	こども育成課 指導課 人権くらしの相談課
「共に築く男女共同参画社会」の推進	男女共同参画社会の推進を図るための体制強化とともに、「共に築く男女共同参画社会」をめざすための学習機会の充実に努めます。	人権くらしの相談課
仕事と家庭的責任の両立支援	性別による固定的な役割分担意識の解消のための啓発の充実を図ります。	人権くらしの相談課
育児休業制度・介護休暇制度などの普及・啓発	市内の事業所を対象に、育児休業や介護休業など取得することへの理解と協力を得るため、パンフレットの配布や研修会などの充実を図ります。また、事業所に対する啓発や、職場復帰に対する支援などの充実を図ります。	人権くらしの相談課
男性の育児休業・介護休業取得に向けた事業主への働きかけ	企業に対し、子育ての社会的役割の重要性や家庭における男女共同責任の認識を浸透させる学習機会の充実とともに、育児休業や介護休暇など諸制度の男性の利用促進について啓発に努めます。	人権くらしの相談課
再雇用制度導入への働きかけ	育児休業など各種制度の定着と利用しやすい環境づくりとともに、再雇用制度の導入などへの働きかけのための広報・啓発活動の充実を図ります。	人権くらしの相談課
事業所内保育所設置への働きかけ	市内の事業所を対象に、勤務が不規則な就業者の家庭の子育てを支援するため、事業所内保育所の設置への働きかけに努めます。	人権くらしの相談課 こども育成課
女性の活躍・両立支援	市内の事業所を対象に、就労者が家庭生活と仕事を両立しながら十分に能力を発揮して働くことができる人事労務管理の必要性を啓発するとともに、就労者の家庭と仕事の両立に十分配慮し、多様かつ柔軟な働き方の選択を可能とするよう、企業に働きかけます。	人権くらしの相談課
労働時間短縮への働きかけ	市内の事業所を対象に、労働時間短縮を促進するため、国・府の普及パンフレットや資料の配布などにより、週40時間労働制やサービス残業の防止などに関する啓発・広報活動に努めます。	人権くらしの相談課
勤務形態の多様化への働きかけ	市内の事業所を対象に、家庭と仕事の両立を図り、ゆとりある生活が送れるよう、フレックスタイム制や子育て期の短縮時間勤務、在宅就労など多様な勤務形態導入を働きかけます。また、出産等によりキャリアが中断された人などを対象とした再就職応援セミナーでは、従来の再就職に向けたレクチャーだけでなく、キャリア再開に向けたリカレント教育やフリーランスや副業、起業なども視野に入れた展開を図ります。	人権くらしの相談課

(3) 子どもと子育て家庭が安心して暮らす環境の充実

- 住環境の整備や公共施設のバリアフリーの推進、通学路や生活道路の整備などにより、すべての子どもが安心・安全に暮らせる子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

主な取り組み

施策・事業名	内 容	担当部署
快適な住環境づくりの促進	良好な住宅の誘導や供給、土地取引などの適正な指導に努め、快適な居住環境を誘導します。	建築住宅課 都市づくり政策課
居住者の健康を脅かす新たな問題への対応	シックハウス症候群など、住宅に起因する健康被害に対する情報提供に努めます。	建築住宅課
市営住宅の整備・充実	子育て世帯のライフステージに合った住宅の供給に努めます。 市営住宅の建替えを計画的に行います。	建築住宅課
大阪府福祉のまちづくり条例や法律の周知・指導	「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づいて、関係機関にバリアフリー化の推進を図る内容を周知し、積極的な指導・助言を行います。	建築住宅課
赤ちゃんの駅の設置促進	公共施設、民間施設において、「赤ちゃんの駅」の設置を促進します。 (授乳コーナーやおむつ交換台の設置など)	子育て応援課 公共施設所管課
公共施設や道路のバリアフリー化の促進（福祉のまちづくり対策歩道改良事業を含む）	子ども連れでも安全かつ安心して外出できるよう、関係機関の連携のもと、既存の公共施設や道路の段差解消などバリアフリー化を促進します。	土木課 公共施設所管課
ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備	新たに整備する施設などについては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、子どもを含めたすべての市民が利用しやすい整備を促進します。	公共施設所管課
ふれあいバス運行事業の推進	高齢者、障がい者、妊産婦及び乳児連れの人を対象に、積極的な社会参加を促進するため、福祉施設などを循環するバスの運行を継続します。	福祉政策課
福祉タクシー事業の推進	身体障がい者手帳もしくは療育手帳所持者を対象に等級などに応じてタクシー利用料金の一部を助成し、障がいのある人の社会参加を促進します。	障がい福祉課
交通安全教育・啓発事業	子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう、保・幼・認・小中学校において、交通安全教室や啓発活動を推進します。	土木課
自転車用ヘルメット着用の推進	自転車運転時の転倒による頭部への受傷防止のため、小学校6年生以下の児童を対象に自転車用ヘルメットの購入費の助成を行い、自転車用ヘルメット着用を推進します。	土木課
通園・通学路の安全確保の推進	通園・通学路の安全点検を実施するとともに、子どもや車いすに配慮した段差の解消などのバリアフリー化	こども育成課 土木課

	を促進するなど、通園・通学路の安全確保を図ります。	教育政策課 指導課
防犯・防災対策事業の推進	コミュニティ組織による地域安全活動やセーフコミュニティの概念に沿った安全・安心に関する活動を通じて、防犯・防災対策の促進を図ります。	市民協働推進課 危機管理課 こども育成課 子育て応援課 教育政策課 指導課
防犯灯及び防犯カメラ補助事業	地域における犯罪の未然防止と安全で明るいまちづくりを推進する。自治会などが設置する防犯灯及び防犯カメラの新設費及び維持費に対して補助金を交付します。	市民協働推進課
地域安全事業の推進	各小学校区に設置されている「こども110番の家」の取り組みの充実を図るとともに、学校・地域・警察との連携を強化し、安全な地域コミュニティづくりを推進します。	指導課 スポーツ青少年課
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の安全確保を図る取り組みの推進	保・幼・認・小中学校の来訪者を確認できる対策をとり、児童生徒の安全確保を図る取り組みを推進します。	こども育成課 教育政策課 指導課
防災・災害対策の充実	災害に関する理解を深め、生命の安全を図るため、避難訓練及び防災教育を保・幼・認・小中学校で計画的に実施します。また、避難所となる小中学校や保育所・幼稚園などの防災対策の充実に努めます。	危機管理課 こども育成課 教育政策課 指導課

第7章 事業量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

本市では、認定区分ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（国が定める13事業のうち区域設定の必要な11事業）の提供区域を、次のとおり設定します。

認定区分	区域設定	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	市内全域	提供区域について、第一期計画では中学校区単位（3区域）で設定されていましたが、本市の利用実態として、保育所・幼稚園・認定こども園について、区域を越えた利用も多くみられます。 そのような実態から、居住する住所地を基に見込み量を算定しても利用実態と合致しないことや市域が比較的狭いことなどから、提供区域を市内全域（1区域）とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

事業	提供区域	区域設定の考え方
利用者支援に関する事業	市内全域	現状の提供体制や利用状況を踏まえ、市内全域（1区域）とします。
地域子育て支援拠点事業		
妊婦健康診査		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
子育て短期支援事業		
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）		
一時預かり事業		
延長保育事業		
病児・病後児保育事業		
放課後児童健全育成事業	小学校区	現状どおり、各小学校とします。

2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業

（ア）1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

現在、市内には幼稚園が4か所（公立4）、認定こども園は10か所（公立3、私立7）あります。引き続き、子育て家庭の多様なニーズに応えられるよう量と質の確保に取り組めます。

（単位：人）

1号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 （推計値）	590	556	525	495	467
確保方策	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579
（参考）第一期計画中的 実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	793	804	722	656	625

※実績値は各年5月1日時点の数値です。

(イ) 2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園を利用）

現在、市内には保育所は4か所（公立4）、認定こども園は10か所（公立3、私立7）あります。市の子どもの人口は減少傾向にあります。共働き世帯の増加や教育・保育の無償化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(単位：人)

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 （推計値）	886	871	828	811	793
確保方策	886	886	886	886	886
（参考）第一期計画中的 実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	811	791	784	814	837

※実績値は各年4月1日時点の数値です。

(ウ) 3号認定（0～2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用）

国の定めにより、0歳と1～2歳の区分で量の見込みと確保方策を検討しています。2号認定同様、保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(単位：人)

3号認定（0歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
必要利用定員総数 （推計値）	94	92	90	87	85	
確保方策	保育所 認定こども園	146	146	146	146	146
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
（参考）第一期計画中的 実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	89	81	94	93	92	

※実績値は各年4月1日時点の数値です。（令和元年度は見込み値）

(単位：人)

3号認定（1～2歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 (推計値)		512	501	511	500	487
確保方策	保育所 認定子ども園	525	525	525	525	525
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
(参考) 第一期計画中的 実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		484	501	513	525	498

※実績値は各年4月1日時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(エ) 広域利用の取り扱いについて

国が示す基本指針には、広域利用（市内の方が市外の施設を利用など）の取り扱いについて、他の自治体と調整を行い、調整が整った場合は計画に記載することと定められていますが、広域利用に該当する自治体が多数に及ぶため、お互いに調整を行うことはきわめて困難です。

しかしながら、泉大津市は毎年一定数、市外の施設を利用する方が見られることから、本計画においては1号認定から3号認定について、実績値を参考に今後の見込み量を次のとおり検討しておくこととします。

	実績値（令和元年度）				見込み量（第二期計画期間）			
	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計
市内⇒市外	62	15	14	91	60	17	13	90

※実績値は、1号は各年5月1日、2・3号は各年4月1日時点の数値です。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の13事業が定められています。

	対象事業
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業
	(2) 地域子育て支援拠点事業
	(3) 妊婦健康診査
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
	(5) 養育支援訪問事業
	(6) 子育て短期支援事業
	(7) ファミリー・サポート・センター事業
	(8) 一時預かり事業
	(9) 延長保育事業
	(10) 病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 利用者支援事業

子どもやその保護者、または妊娠している者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など行う事業です。引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：か所)

基本型・特定型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	4	4	4	4	4
(参考) 第一期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	3	3	3	4	4

(単位：か所)

母子保健型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	1	1	1	1	1
(参考) 第一期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。国が定める開設日数などの実施形態を満たす必要があります。

泉大津市では、地域子育て支援センター（たんぽぽ）を含め市内7か所で「おやこ広場」として実施しています。今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	57,565	56,318	56,664	55,279	53,893
確保方策	57,565	56,318	56,664	55,279	53,893
(参考) 第一期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	42,609	38,300	39,726	41,221	34,848

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後も母子健康手帳の交付時に受診券（14回分）を配布して助成を継続し、健康診査の受診を啓発・推奨していきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	対象人数（人）	568	556	544	528	515
	健診回数（回）	6,816	6,672	6,528	6,336	6,180
（参考） 第一期計画 中の実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	対象人数（人）	643	630	608	583	531
	健診回数（回）	7,528	7,441	7,423	6,522	6,372

※実績値は各年度末時点の数値です。（令和元年度は見込み値）

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭を保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、相談・助言などの援助を行う事業です。すべての家庭を訪問することを目標として、事業を継続していきます。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		568	556	544	528	515
（参考）第一期計画 中の実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		601	604	572	538	531

※実績値は各年度末時点の数値です。（令和元年度は見込み値）

(5) 養育支援訪問事業

児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師などが訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

すべての子どもの健やかな育ちが約束されるよう、今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	74	72	71	69	67
確保方策	74	72	71	69	67
(参考) 第一期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	73	98	68	89	69

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイとは、病気や看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで一時的に子どもの養育が困難となった場合、児童福祉施設（乳児院等）で子どもを預かる事業です。現在、泉大津市では、5施設（市内3、市外2）に事業を委託して実施しています。

また、トワイライトステイとは、保護者が仕事などにより平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合、その児童を児童養護施設などにおいて保護し、生活指導、夕食、入浴の世話などを行う事業です。第一期計画中は実績がありませんでしたが、引き続き1施設（市外1）に事業を委託して実施していきます。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	30	30	29	28	28
確保方策	30	30	29	28	28
(参考) 第一期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	12	9	0	4	10

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（提供会員）からなる地域での子育てを相互援助する会員組織です。生後3ヶ月から小学6年生までの子どもがいる依頼会員を対象に提供会員がサービスを行います。

ここでは国の定めにより、就学児を対象とした量の見込みと確保方策を検討しています。引き続き、当該事業の趣旨と目的が周知され、事業の利用が拡大するように取り組んでいきます。

(単位：人日)

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	448	439	432	429	422
確保方策	448	439	432	429	422
(参考) 第一期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	97	448	355	201	232

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(単位：人日)

高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	57	57	57	57	57
確保方策	57	57	57	57	57
(参考) 第一期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	15	57	0	20

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(8) 一時預かり事業

国の定めにより、①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育と、②幼稚園における預かり保育以外の一時預かりの区分で、量の見込みと確保方策を検討しています。

子育て家庭の一時預かりのニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育

幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	22,143	21,775	20,697	20,264	19,817
確保方策	22,143	21,775	20,697	20,264	19,817
(参考) 第一期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	11,212	15,334	15,608	16,694	16,692

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

②幼稚園における預かり保育以外の一時預かり

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園などにおいて、一時的な預かりを行う事業です。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,325	2,279	2,239	2,187	2,135
確保方策	2,325	2,279	2,239	2,187	2,135
(参考) 第一期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	1,460	1,339	1,510	1,910	1,662

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(9) 延長保育事業

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園などで保育を実施する事業です。

共働き家庭・ひとり親家庭などの保育ニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	468	459	449	439	429
確保方策	468	459	449	439	429
(参考) 第一期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	440	370	354	321	388

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(10) 病児・病後児保育事業

子どもが発熱等の急な病気となったときや、その回復期に、保育所等の専用スペースで保育を行う事業です。

泉大津市では、えびす認定こども園、南海かもめ認定こども園に病後児保育施設があります。現在、市内に病児保育施設はありませんが、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,113	1,092	1,068	1,043	1,019
確保方策	1,113	1,092	1,068	1,043	1,019
(参考) 第一期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	936	1,083	1,109	1,113	1,122

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(11) 放課後児童健全育成事業（仲よし学級）

保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後に子どもだけで過ごす状況にある小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供するサービスです。

泉大津市では、留守家庭児童会（仲よし学級）として、放課後、就労等で保護者が家庭にいない児童を小学校内の専用スペースで預かっています。

共働き世帯やひとり親家庭のいわゆる「小1の壁」の打破と、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、留守家庭児童会（仲よし学級）の受入れ可能なスペースなどの確保及び内容の充実に努めていきます。

(単位：人)

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	707	692	682	677	666
確保方策	730	730	730	730	730
(参考) 第一期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	616	616	638	667	683

※実績値は各年4月1日時点の数値です。

(単位：人)

高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	214	205	198	185	181
確保方策	220	220	220	220	220
(参考) 第一期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	89	119	124	159	184

※実績値は各年4月1日時点の数値です。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な家庭の子どもに対し、幼稚園や保育所、認定こども園などにおいて保護者が実費で支払う日用品や文房具、副食材料費などの費用の一部を補助する事業です。

泉大津市では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受入体制構築の支援を行う事業です。

泉大津市では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。

第8章 計画の推進体制

1. 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

2. 庁内体制の整備

子育て支援に関わる関係部局が連携・協力して、横断的な取り組みを積極的に進めます。

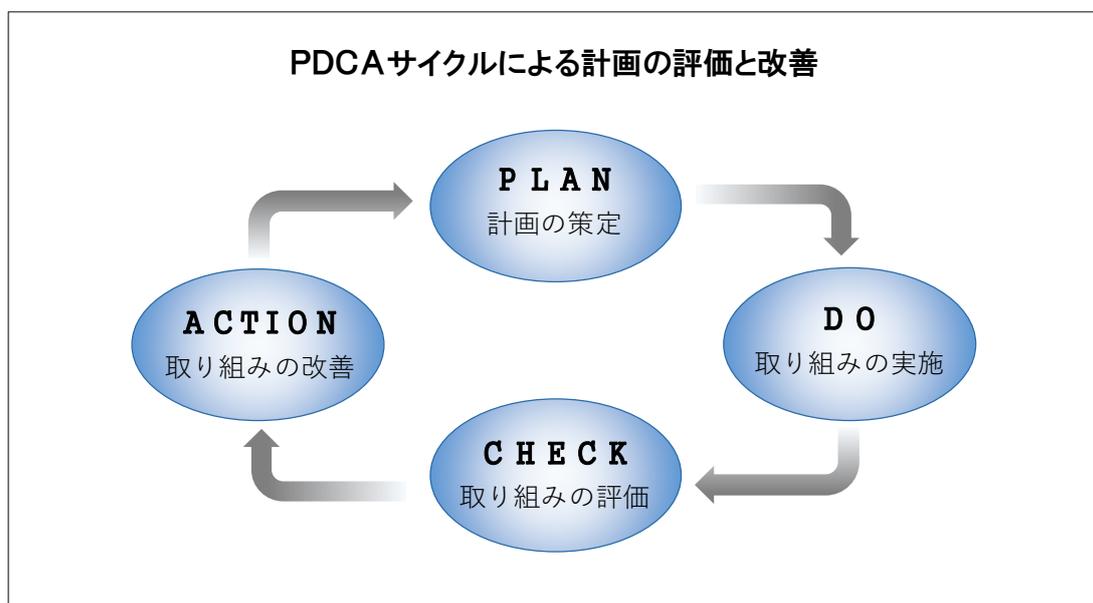
3. 地域における取り組みや活動の連携

保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関・団体による地域活動を核としつつ、NPOやボランティア団体などの子育て支援団体の育成を図りながら、地域での子育て支援を進めます。

また、地域全体で主体的に子育て支援に取り組むために、市民が子育て支援に関わる共通認識を持てるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

4. PDCAサイクルによる検証

PDCAサイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取り組み状況进行评估することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげるものとします。



資料

1. 泉大津市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、泉大津市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、会議の内容その他職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集等の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に招集される会議及び委員の任期満了に伴い最初に行われる会議の招集並びに会長が互選されるまでの間の会議の主宰は、第5条第2項及び第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年泉大津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

プロポーザル審査委員会の委員	同9,000円
子ども・子育て会議の委員	同9,000円

2. 泉大津市子ども・子育て会議 委員名簿

◎：会長 ○：副会長（順不同・敬称略）

No.	機関・組織名	役職・氏名
1	大阪大谷大学 教育学部	教授 長瀬 美子◎
2	近畿大学 総合社会学部	教授 久 隆浩○
3	泉大津市更生保護女性会	会長 川西 真由美
4	泉大津市立地域子育て支援センター	センター長 村田 あや
5	和泉幼児院	施設長 大橋 和弘
6	泉大津市立要保育所	所長代理 萩上 好美
7	泉大津市立えびす認定こども園	園長 田中 浩子
8	泉大津市立認定こども園協会	伊藤 賢道
9	泉大津私立幼稚園連合会	会長 内藤 芳雄
10	泉大津市立穴師小学校	校長 藤本 徹
11	泉大津市保育所保護者会連絡協議会	田中 桃子
12	泉大津市立条南幼稚園 PTA	会長 能勢山 和浩
13	公募市民	平 由貴美
14	公募市民	秦 和泉
15	公募市民	納谷 真理子

3. 諮問書

泉大子応第 157 号
令和元年 5 月 21 日

諮 問 書

泉大津市子ども・子育て会議
会長 長瀬 美子 様

泉大津市長 南出 賢一

第二期泉大津市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

子どもの育成や子育て家庭への支援に当たっては、その基本理念や基本目標などについて定めた「子ども・子育て支援事業計画（いずみおおつ子ども未来プラン）」が今年度末をもって計画期間が満了することから、次期計画を策定する必要があります。

また、本市の最上位計画である「第4次泉大津市総合計画」の基本理念にも示している「笑顔で育ち育てられるまち」をめざして、急速に進行する少子化や待機児童問題などの社会情勢の変化に対応できる、実効性のある子育て支援のあり方を改めて示していく必要が生じています。

こうしたことから、下記の項目について、児童福祉や教育をはじめとした広範な分野での立場でご審議いただきたく、泉大津市子ども・子育て会議に対し諮問いたします。

記

- 1 第二期泉大津市子ども・子育て支援事業計画の策定について

以上

4. 答申書

5. 計画策定の経緯

年	月日	内容
平成31年	2月25日	第11回泉大津市子ども・子育て会議 ・第二期いずみおおつ子ども未来プランの策定について ・ニーズ調査の概要と調査票（案）の検討
令和元年	5月21日	第12回泉大津市子ども・子育て会議 ・ニーズ調査票の検討
	6月6日～ 6月20日	「子育て支援に関するニーズ調査」の実施
	8月29日	第13回泉大津市子ども・子育て会議 ・ニーズ調査結果の報告 ・第一期計画の進捗状況報告
	10月28日	第14回泉大津市子ども・子育て会議 ・ニーズ量の推計と目標量の設定について ・第二期計画骨子案の検討
	12月3日～ 12月24日	パブリックコメントの実施
令和2年	2月21日	第15回泉大津市子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果 ・第二期計画最終案の検討

第二期いずみおおつ子ども未来プラン

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

編集 泉大津市 健康福祉部 子育て応援課